

平成25年第1回美幌町議会定例会会議録

平成25年 3月 7日 開会

平成25年 3月19日 閉会

平成25年 3月 8日 第2号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 意見書案第1号 TPP交渉参加断固阻止に関する意見書について
- 日程第 3 議員の派遣について
- 日程第 4 一般質問
5番 中嶋すみ江君
1番 新鞍峯雄君
9番 坂田美栄子君
2番 大江道男君
- 日程第 5 議案第11号～議案第66号

○出席議員

- | | |
|--------------|---------------|
| 1番 新鞍峯雄君 | 2番 大江道男君 |
| 3番 早瀬仁志君 | 5番 中嶋すみ江君 |
| 6番 松浦和浩君 | 7番 上杉晃央君 |
| 8番 岡本美代子君 | 副議長 9番 坂田美栄子君 |
| 10番 宗像密琇君 | 11番 大原昇君 |
| 12番 吉住博幸君 | 13番 橋本博之君 |
| 議長 14番 古舘繁夫君 | |

○欠席議員

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明者

- 美幌町長 土谷耕治君 教育委員会会長 沖田滋君
監査委員 高木清君

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明者

- | | |
|---------------|---------------|
| 副町長 染谷良君 | 総務部長 平井雄二君 |
| 民生部長 馬場博美君 | 経済部長 高木恵一君 |
| 建設水道部長 磯野憲二君 | 病院事務長 大村英則君 |
| 会計管理者 鈴木元春君 | 事務連絡室長 糸屋定春君 |
| 総務主幹 高崎利明君 | 電算主幹 植木恒則君 |
| 住民活動主幹 丸山俊夫君 | 財務主幹 矢萩浩君 |
| 政策主幹 武田孝司君 | 契約財産主幹 村田純一君 |
| 税務主幹 大平幸雄君 | 環境生活主幹 谷川明弘君 |
| 児童支援主幹 佐藤和恵君 | 福祉主幹 井上和俊君 |
| 健康推進主幹 立花八寿子君 | 農政主幹 但馬憲司君 |
| 公社主幹 広島学君 | 耕地林務主幹 伊成博次君 |
| 商工観光主幹 小室秀隆君 | 建設主幹 門別孝志君 |
| 建築主幹 佐藤修君 | 水道主幹 澤嶋雅俊君 |
| 病院総務主幹 橋本美典君 | 事務連絡室次長 篠永幸男君 |

教 育 長 平 野 浩 司 君
学 校 教 育 主 幹 藤 原 豪 二 君
社 会 教 育 主 幹 小 西 守 君
ス ポ ー ツ 振 興 主 幹 田 村 圭 一 君
選 管 事 務 局 長 嶋 田 秀 行 君
監 査 委 員 室 長

教 育 部 長 佐 藤 庄 一 君
学 校 給 食 主 幹 石 田 勇 一 君
文 化 ホ ー ル 調 整 主 幹 石 坂 聡 君
農 委 事 務 局 長 岩 田 憲 次 君

○議会事務局出席者

事 務 局 長 浅 野 俊 伸 君
議 事 係 長 水 上 修 一 君

次 長 荒 井 紀 光 子 君
庶 務 係 長 那 須 清 二 君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（古舘繁夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これから平成25年第1回美幌町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（古舘繁夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番中嶋すみ江さん、6番松浦和浩さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（古舘繁夫君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、事務局長から報告させます。

○事務局長（浅野俊伸君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（古舘繁夫君） 昨日、7日に議会運営委員会を開きましたので、委員長から、その結果について報告を求めます。

12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君） 昨日、3月7日に議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告します。

「TPP交渉参加断固阻止に関する意見書」については、安倍首相がTPPの交渉参加について、3月13日ないし15日にも正

式に表明される旨の報道がされている中、国がTPP交渉に参加した場合、本町の基幹産業である農業は壊滅的な打撃を受け、関連産業を初めとする地域経済に甚大な影響が懸念されることから、議会として対応を協議した結果、国が表明する前に、美幌町議会としての意思表示を早急に行うべきと判断し、意見書を提出することにしました。

また、3月10日、網走市において、TPPから地域、経済、生活を守るオホーツク緊急集会が急遽開催されることになり、議員が緊急集会に出席するため、議員の派遣についての承認を求めるものであります。

本日は、一般質問の日程ではありますが、本意見書は急を要する案件でありますので、一般質問の前に審議することといたしました。

円滑な議会運営に、議員各位の協力と行政側職員の方々には意を理解していただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

◎日程第2 意見書案第1号

○議長（古舘繁夫君） 日程第2 意見書案第1号TPP交渉参加断固阻止に関する意見書についてを議題とします。

これから、本意見書案について、直ちに採決します。

この採決は、起立によって行います。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第3 議員の派遣について

○議長（古舘繁夫君） 日程第3 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付した印刷物のおり派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は派遣することに決定しました。

◎日程第4 一般質問

○議長（古舘繁夫君） 日程第4 昨日に引き続き一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

5番中嶋すみ江さん。

○5番（中嶋すみ江君）〔登壇〕 本日は、さきに通告してありました2項目2点について質問させていただきます。

1点目、学校給食等の食物アレルギー事故について。

食物アレルギー事故対策防止対策について。

昨年12月に東京都調布市の小学校で、乳製品にアレルギーがある5年生の女子児童がおかわりの際に、担任が粉チーズ入りのチヂミを渡し、給食後に体調が急変、食物アレルギーに伴う急性症状「アナフィラキシーショック」の疑いで亡くなるという痛ましい事故がありました。

給食のアレルギー対策の徹底が求められています。食物アレルギー対応は、学校での注意点をまとめた文部科学省監修の指針があるだけで、対応は市町村にゆだねられています。

2007年に発表された文部科学省が全国の公立学校の児童生徒約1,280万人を対象に実施した調査では、食物アレルギーがあるのは2.6%、食物アレルギーなどに伴う急性症状のアナフィラキシーショックを起こしたことがある児童も0.14%に上っております。

本町でもアレルギーがある子供がふえてお

り、「代替食」、「除去食」等を提供していると伺いしておりますが、予測もしない事故から子供たちの大切な命を守るために、食物アレルギーのある児童生徒、園児に対して、どのように対応されているか伺いたします。

2点目、耐震対策について。

住宅耐震改修工事の助成対象について。

町民の防災意識は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機に高まっており、災害対策については、現在美幌町地域防災計画の見直しが進められております。

地震防災では、美幌町住宅耐震改修補助事業が平成23年度から平成27年度までの5年間の予定で実施されております。

昭和56年6月1日に改正されました建築基準法で、耐震基準が強化されております。それより前に建てられた建物については、耐震性が確保されていない可能性があり、地震発生時における住宅の倒壊等による被害の軽減を図るため、耐震化されていない住宅に耐震改修工事に要する費用の一部、上限30万円が補助されます。

阪神・淡路大震災では、5,000人という大変多くの命が失われ、亡くなった方の8割が建物倒壊による圧死でした。

圧死を防ぐ効果が期待されているものに、防災ベッド、耐震シェルターがあります。耐震シェルターは、部屋の中に設置する丈夫な箱のような構造物で、地震で家屋が倒壊しても安全な空間を確保することができます。そこに逃げ込めば、地震で家屋が倒壊した場合でも命を守ることができます。

また、防災ベッドは上部を頑丈なフレームで囲っており、生存スペースを確保できるものです。圧死を防ぐ効果が期待されておりますので、住宅耐震改修工事の助成対象に含めるべきと思いますが、考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 中嶋議員の

質問に、お答えを申し上げます。

初めに、学校給食等の食物アレルギー事故防止について。

食物アレルギー事故防止対策についてですが、本町における食物アレルギーのある児童生徒への対応につきましては、平成20年3月に文部科学省が監修した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に沿って対応しております。

具体的には、給食センターにおける取り組みとしまして、毎年食物アレルギーのある児童生徒を把握するために、新入学児童の1日体験入学に併せて、全保護者宛てにアレルギー調査表を配布し、その結果をもとに保護者と学校、給食センターの三者により協議を行い、病院からのアレルギー検査結果表を確認の上、給食での食物アレルギー対応を行っております。

平成24年度の対象児童生徒は11名で、そのうち除去食対応が5名、詳細な献立表による対応が6名となっております。

詳細な献立表による対応の具体的な内容につきましては、給食の原材料を詳細に記入した献立表を家庭と学校へ事前に配布し、それをもとに保護者や担任などの指示により、給食からアレルギーの原因食物を除外しながら食べる対応となっております。

除去食については、専用の容器に入れ、学校名、クラス名を明記し、誤食防止対策を図っております。

さらに、学校での取り組みとしまして、一昨年12月の町議会定例会において、議員からの一般質問「アレルギー疾患対応」についてでもお答えしておりますが、食物アレルギーのほか、さまざまなアレルギー疾患に対して、文部科学省のガイドラインに沿った対応をしております。

学校給食での食物アレルギー対応を実施する上で最も大切なことは、保護者、学校、給食センターとの連携であり、これまでも児童生徒の食物アレルギー実態把握から、保護者との協議、給食での食物アレルギー対応実施

に至るまで、クラス担任、養護教諭はもとより、校長、教頭とも情報を共有し、密接な連携を図っております。

また、保育園等におきましては、平成23年厚生労働省監修の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」により対応しております。

美幌町立保育園では、美幌、東陽保育園において給食を提供しておりますが、園児の食物アレルギー疾患等の対応につきましては、入園申込時に保護者から児童調査表票を提出いただき、入園前に保育士が保護者と面談し、特別な配慮が必要な園児につきましては、保護者からの申請や主治医の指示をもとに協議し、さらに給食開始前には、調理師が保護者と面談し対応を決めております。

現在、給食に配慮が必要な園児は2名で、このうち除去食対応は2名となっております。具体的な対応については、毎月食材はもとより、加工食品の原材料についても、保育士、調理師及び保護者で確認協議しておりますが、いずれも重篤な食物アレルギー疾患を持つ園児はおりません。

また、提供する給食については、作業工程を工夫することにより、調理時の混入を防止し、食器を区分することにより誤配を防止するほか、保育園内で定期的に子供の状況、保育園での対応について、栄養士、調理師及び保育士で協議し、全職員の共通理解を図っております。

さらに、幼児期は就園中に耐性化が進む場合や、新規の発症も考えられることから、保護者と十分に連携を図ることとし、全園児について、毎年度ごとに児童票により1回、健康カードにより2回保護者に確認し、見直しを実施しております。

今後におきましても、園児、児童生徒及び保護者皆様の御理解と御協力を得ながら、保護者と給食関係者の緊密な連携を図り、給食での食物アレルギーによる事故を防止することはもちろん、食物アレルギーのある子供たちが他の子供たちと同じように給食を楽しめ

ることを目指したいと考えております。

次に、耐震対策について。

住宅耐震改修工事の助成についてであります。住宅の耐震化につきましては、国の基本方針及び北海道耐震改修促進計画に基づき、本町においても平成22年3月に「美幌町耐震改修促進計画」を策定しました。

耐震化計画をより具体的に促進するための方策として、昭和56年5月31日以前に着工された建物において、診断結果により倒壊の危険性があると判断された住宅の改修工事費用について、平成23年度から工事費の一部を助成する補助の制度化を図ったところがあります。

平成23年、24年度においては、補助申請の実績はありませんが、住宅の耐震化により、生命・財産の保全や隣接する建物及び道路への被害を最小限に食いとめるためにも、耐震化を推し進めなければなりません。

議員から御提案いただきました耐震シェルター、防災ベッドについては、耐震改修工事費に比べ、工法によっては安価で設置できることや、住宅の中に避難できるスペースを確保する装置として有効であると考えてところです。

今後、リフォーム事業のアンケートなどに合わせて、耐震シェルター、防災ベッドに対する町民ニーズの把握に努めるとともに、既存の補助制度への導入が可能かどうかの研究を進めてまいります。

以上、答弁をさせていただきます。よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（古館繁夫君） 5番中嶋すみ江さん。

○5番（中嶋すみ江君） 1点目の食物アレルギー事故防止対策について、再質問させていただきます。

食物アレルギーが原因で亡くなられた女の子の両親の手紙に、娘の死をきっかけに、食物アレルギー対策の重要性が再確認され、多くの人たちが改めて動き始めるのであれば、娘は、「うん、それならいいや」と言うよう

な気がしています。彼女の未来に向けた思いに添えてほしいと思っておりますとの内容でありました。

それを聞き、本町にも食物アレルギーで除去食対応の児童生徒、園児がいる現状を受け、事故対策は必要と考えます。

また、保護者にとっても、教職員の皆さんにとっても、このような事故は悲劇であり、二度と起こしてはならないことと思っております。

本町では、保護者、学校、給食センターとの連携がとられており、また、保育園においても調理師さんと全職員の方がともに共通理解を持って取り組み、子供たちが楽しい給食ができるよう、最善の努力をされていると認識いたしました。しかし、子供たちの成長に伴い、新規の発症などにより、症状が起きた場合、どれだけ迅速に対応できるかが求められております。

文部科学省のガイドラインは、大枠を決めているものです。誰もが対応できるための現場に即した必要な具体的マニュアルが必要であると考えますが、マニュアル策定はどのようになっているかお伺いいたします。

○議長（古館繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 今、御質問の国のほうのガイドラインが大枠というお話であります。私どもの認識としては、内容的にきちんとすぐれたもので、その基準に沿って、それぞれきちんと対応できれば、緊急時にも対応できるというふうに考えております。

アレルギーということであれば、今言った国のガイドライン、それに合わせて町としても学校の危機マニュアルというものもきちんと美幌町で教育委員会を出しております。そういうものときちんと日常的に照らし合わせて、本当に緊急時にどういうふうに対応するかということを学校の中で常にそういう認識を持って対応すれば、私どもとしては、対応していけるものだというふうに認識しているところであります。

○議長（古館繁夫君） 5番中嶋すみ江さん。

○5番（中嶋すみ江君） 文部科学省のガイドラインは全国的に、皆さんの声を聞きますと大枠だということで、やっぱりその地域に合ったガイドラインが、今申しましたように現場に即した、迅速に対応できる、誰でもが対応できるマニュアルが必要だと、今そういうお話になっております。そして、その中でやっぱりマニュアルは大変必要だなということは、私は感じました。

今回の事故を受けまして、学校での食物アレルギーは年々増加しておりますということで、それも年間300件に上っているそうです。だから常に新しいヒヤリ・ハットを取り入れたマニュアルを、さらによりよくしていく、関係者全体に新しい知識を広めていくことも大切だと思います。そういう点はいかがでしょう。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） おっしゃることはそのとおりだというふうに思います。食物アレルギーだけでなく、さまざまなアレルギーに対する対応についてどうしていくかという部分、それはある意味では、当然基本的には国が示しているものもありますし、中には食物アレルギーだけに特化した学校対応マニュアルというものもきちんと出ております。ですから、そういうものをきちんと生かして、要は本当に緊急なときにどう動けるかというか、そっちに趣を置いてやっていきたいというふうには思っております。ですから、マニュアルをつくらないということではなくて、今は本当にせつかくいいものがあるのだから、何でそれに基づいて行動とか動けないのかという日常的なやっぱりシミュレーションをきちんととってやっていくことが大事だということで、そちらを優先して今指示を出しているところであります。よろしくお願いします。

○議長（古舘繁夫君） 5番中嶋すみ江さん。

○5番（中嶋すみ江君） 次に、今の研修会の取り組みと受けとめたのですけれども、学

校や保育園などの教職員や関係者全員の共通理解が大切だと思います。

それで、適切な対応ができるために小児アレルギー専門医による研修や実地訓練、トレーニングなどを実施していくことが必要と考えますが、今教育長がおっしゃいましたそういう研修というか、実地というか、それはそういう取り組みなど、そういうものも入っているような内容なのでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 正直言って、今御提案の内容までは、私がお話したことについては、ちょっと考えてはおりません。

日常的に実態はどうなっているかという話をさせていただければ、一応緊急時と言うよりも、これは私ども職員もそうですけれども、学校における普通救命救急講習はきちんと受けてくださいということで、それは全部指示を出しています。実態としては、それぞれの学校で実施されているという報告は受けておりますので、それに合わせて、今こういうことはどうですか、例えば実際の専門医を招聘して研修をとということの御提案でございますので、そのことはきちんと受けとめて、どういう形で、研修というメニューの中に入れることが可能なのかは、きちんと考えていきたいと思っておりますので、御理解お願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 5番中嶋すみ江さん。

○5番（中嶋すみ江君） ぜひそのように、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、この事故は突然の事態に、事故というのは想定外であります。だから本当に突然の事態に即座に対応できる知識や経験までも今必要になってきていると思っておりますので、生きた研修につなげる、そういう研修をやっていただきたいと希望いたします。

次に、緊急を要するときの対応には、効果的である補助治療薬エピペンがあります。KKR札幌医療センターの高橋豊小児センター長がエピペンの副作用について、成分がアド

レナリンなので心臓がどきどきした感覚になりますが、命にかかわることはありません。症状が軽いのに打ってしまう心配よりも、打つのが遅くなってしまう心配のほうがはるかに強いと言われております。

また、昭和大医学部の今井講師も、副作用は小さいので、迷ったら打てと言いたいと指摘しており、そして児童100人に2人程度の割合で食物アレルギー患者がおり、どの学校でも事故が起きてもおかしくないと注意を呼びかけております。

本町でも食物アレルギーの児童生徒、園児が在籍しております。増加の傾向にもあります。それでぜひエピペンを食物アレルギーの児童生徒、園児が在籍している学校、保育園に常備すべきと考えますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 今御質問のエピペンを使用しなければならないという児童生徒についてはありません。先ほど言った中にですね。実際にそういう状態に陥った場合に、どうするかといった場合についての対応については、実際にはマニュアルとして、実際に日本小児アレルギー学会が小中学校向きに出しているマニュアルの中でも、実際にそういう自己注射というか、携帯している児童生徒の対応も全部指導書がありまして、それはもう学校でも知っているということでもあります。

今御質問のエピペンの、事前に学校で持てないかという話だと思うのですね。その辺、ちょっと私の認識としては、あくまでも医者が必要とする患者に処方せんを出して、それを持たせるという、医療行為の一つの中でのものという認識があるので、事前に全く、その物をただ置いておきますよと。何かあったときに、それを児童生徒に打つという判断は誰がするのだということを考えると、なかなかただそれを持ってというか、学校に置いて、反応がありました、じゃあもう打ちましようということは難しい。それからぼつていくと、学校に、そのエピペンだけを置くと

いうことは、私の今の知識では難しいというふうに思っています。あくまでも生徒がそういう症状があって、きちんと主治医に携行を指示されて持っているという認識でありますので。

○議長（古舘繁夫君） 5番中嶋すみ江さん。

○5番（中嶋すみ江君） 私が調べた範囲では、教育関係者が研修を行い、使用できるようになり、保管場所が整っていれば常備することは可能と専門の方から伺っております。

また、教職員、各関係者も常備すること、置いておくことで食物アレルギーの急性症状、想定外の症状が起きたときの不安を取り除く大きな一つになるのだと考えますがいかがでしょうか。

学校の先生も、今は対応できるようにガイドラインが変わっております。それで、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） ちょっと先ほどの答弁と同じ答えになるかもしれませんが、一応医者の方から処方されて携帯をしているというならば、児童生徒に対して何か緊急時に、それは持っていることが事前にわかっているならば、その打つことは、ガイドラインの中では教師が打つことは全然問題がないということは認識してます、それは。ただ、今言うよう不特定多数、言うならば児童の誰かがそういう症状を起こすかもしれないから、学校でそれを、エピペンを在庫、言うならば学校に置いておくということは可能かということについては、ちょっと私の今の知識においては、これ以上の答弁ができない。私の認識としては、あくまでも、繰り返しますけれども、医者が処方してその子に持たせる。

あともう一つ言えば、そういう症状が出たときの、本当にそういう症状なのかという判断は、教師に任せる、または校長に任せる、教頭に任せて判断できるのかという疑問はあります。そういう意味では、ちょっとそのも

のの対応というのは、こういう答弁でしかないというか。

○議長（古館繁夫君） 5番中嶋すみ江さん。

○5番（中嶋すみ江君） 今、先ほど研修のお話のときに、小児アレルギー専門医による研修も考えるというようにお話もされましたので、これはもうもちろん研修しなければ打てるものではありません。それで、そういう研修も含めてお考えいただきたいなと思います。そして本当に調べていただきまして、常備できるものでしたら、学校の教職員にとっても、この食物アレルギーの急性症状が起きたときに、本当に安心できる一つの対策ではないかと思えます。

また、家族、保護者にとっても、これは本当に学校にあるということ、それも本当安心の一つになるのではないかと思いますので、ぜひ御検討をよろしく願いいたします。

○議長（古館繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 今おっしゃられたようなことが専門医の講習とか指導により、何か可能な道が開けるということであれば、それは検討と言うよりも、そういうきちんとした知識とか手法を学ぶことにおいては、今後そういうことも検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（古館繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 保育園に係るアレルギーの対応でございますけれども、最後にありましたエピペンの関係でございます。前回も町長のほうから一般質問あったときに御答弁させていただいておりますけれども、緊急時の場合、基本的には保護者が打つということになってございます。緊急時については、保育所等も保護者の指示、あるいは医者の指示によりできるということになってますけれども、現在の保育園については、そういった対象者がいませんけれども、研修会等について具体的に保育園内部の中で、全体の中で共通認識を持っているところでありま

す。

また、ちょっと変わりますけれども、アレルギーの対応についても、北見保健所主催のアレルギーの実態把握調査に対する研修会もうちの栄養士、あるいは担当の主査、調理員も出席して、万全な対応も今後ともやっていきたいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（古館繁夫君） 5番中嶋すみ江さん。

○5番（中嶋すみ江君） 私、先ほどもお話ししましたが、専門医の方にちょっと伺ってみました。やはりこのエピペンというものは常備できないものかということで、先ほども、同じことになるのですけれども、研修をして、そして保管場所が整っていれば可能かということの返答もいただいておりますので、医師会のほうとも相談されまして、もし常備できるものでしたらよろしく願いしたいと思えます。

以上であります。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 食物アレルギー事故防止ということでもあります。本当にこのことは、調布の学校で現実起きたということで、命にかかわることであるということで、あつてはならないことだと思っております。学校あるいは保育園保育所で、やはり日常的なこういう重大事故が起きるといふ、日常的なその意識を持つということが極めて重要だと思いますので、マニュアルももちろん必要だと思いますけれども、やっぱり意識だと思います。

そして、何か起きたときにどう対応するか、エピペンの話も出ましたけれども、現場で先生が打つということで、何かあつても違法性は問われないということはあるのかもしれないけれども、やはりその子その子に合った処方がされていると思いますので、どうしたらその保管ができるかということは、ちょっと研究してみないとわかりませんけれども、いずれにしろ食物アレルギー以外に

も、やはり遊具事故だとか、不審者による事故だとか、さまざま子供を取り巻く環境が、食物を初めいろいろなことがあると思います。やはり健やかに育てていただくために、そのためにもやはり家庭であるとか学校、あるいは地域、そして議員おっしゃるような専門の方の意見を取り入れながら、やはり子供がこの地域で健やかに育って、安心・安全の中で育てていただくということを今後ともしっかりと考えて取り組みを進めていきたい、そのように思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 5番中嶋すみ江さん。

○5番（中嶋すみ江君） では、次の質問に進みたいと思います。

住宅耐震改修工事の助成対象についてであります。

本町でも地震が、2月2日23時21分、震度3の地震が発生いたしました。本当にいっどこで地震が発生してもおかしくない状況にあるとの思いを新たにいたしました。

それとともに、生存スペースを確保できるシェルターは、高齢者の方や体の不自由な方などに対し、身を守る効果的なものだと考えます。

住宅耐震改修工事費用補助制度の利用につながらない要因の一つとして、耐震改修工事費用が、住宅によって異なりますが、おおよそ200万円ぐらいかかり、高額であるという点にもあるのではと思いました。

昭和56年5月31日以前に建てられた方々も、東日本大震災後以降、地震に対応した住宅にしたいと思っている方もおられるのではと思います。

耐震シェルター、防災ベッドは耐震改修工事に比べると安価で、地震に対応できる、この優れた耐震構造物を既に補助事業として実施されている自治体では、住宅の耐震改修工事及びシェルターへの助成も行っております。

本町でも大地震に備え、町民の命を守るた

めに耐震化の助成事業に含めるべきと考えますが、御意見をお伺いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 私どもの町では、住宅改修助成制度というものを設けておりますけれども、これは主なねらいとしては、建物全体としての耐震性をどう持たせていくかということの主眼に、今助成制度を持っているということで、最大で15%だったと思いますけれども、200万円を超える工事については15%で、30万円限度ということですから15%ということになると思いますけれども、今回議員から御提案がちょっとありましたので、私も初めて、この耐震シェルターが核だとかの庭先に下に掘ってというのがあると思いますけれども、家の中にシェルターをつくるというのを初めてお聞きしまして、防災ベッドも含めて、ああこういう方法もあるのだなというふうなことで、それで1回目の答弁させていただきましたが、今リフォーム制度も3年間めどにということで、25年、最終年度になりますけれども、毎年施工業者の方、あるいは利用していただいた町民の皆さんのアンケート調査もやっていますので、ことしもまた最終年度でありますので、そんな中で町民の皆さんのニーズも含めて、アンケート調査の中に盛り込んで、需要があるのかどうかということも含めて調査をしたいと、そんな思いであります。

全国的にどうかというと、ちょっとデータがありませんけれども、多分道内にはやっているところはないのではないかなというような思いがありますけれども、ほかの市町村がないから美幌もやらないのだということではなくて、なかなかこれ、この制度が利用していただけないというのは、いろいろな理由があると思いますけれども、この地方なかなか揺れにくいというようなこともあって、利用が少ないのかなと思いますし、何よりやはりPRがちょっと不足しているのかなと思っていますので、この制度のPRもしっかりしながら、また、議員提案していただいた防災

ベッド、シェルター、これがどうできるのかについても、今後の課題として検討させていただきたいと、そのように思います。

○議長（古館繁夫君） 5番中嶋すみ江さん。

○5番（中嶋すみ江君） 今、町長もこの耐震シェルターということ認識してなかったということで、やっぱり周知徹底、町長が認識していなくて、私もこれを認識してなくて、この地震を契機にちょっと調べてみて、この耐震シェルターというものがわかりまして、それでぜひそれを、町民の方もまだこういうのを、耐震シェルターという、あるもの自体、防災ベッドというものを認識してない方も多いのではないかと思いますので、その周知、こういうものがあるのだという周知の徹底をよろしくお願いしたいと思います。ぜひこの耐震の改修工事とともに加えていただきたいと要望いたします。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 先ほどの答弁で、揺れにくいというようなお話しさせていただきましたけれども、ただそれで安心しているのではなく、やはり一番怖いのが、いつどこで起きてもおかしくない直下型の地震ということで、これはもうダメージも非常に大きいということですから、想定外と言えない状況でありますので、さまざまな方法をやはり考えていかなければいけないと思っておりますので、さまざまな研究も、今ちょうど地域防災計画の策定に向けて、今最終段階にきてますので、その実施の中で、どう生かせるのかも含めて研究をしてみたいと、そのように思います。

○議長（古館繁夫君） 5番中嶋すみ江さん。

○5番（中嶋すみ江君） ぜひ道内初の美幌町の施策として、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（古館繁夫君） 以上で、5番中嶋すみ江さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をします。再開を11時といたします。

午前10時46分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（古館繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

通告順より発言を許します。

1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君）〔登壇〕 私は、さきに通告いたしました2項目3点について質問をさせていただきます。

まず、1点目は、冬期間の除雪についてでございます。

除雪体制の今後の取り組みについてということで、地球温暖化の影響で、気候が年ごとに変動、このため今冬期の降雪量は、3月2日の猛吹雪を入れますと、平年の2倍を超える量であります。このような大雪でありましたが、除雪・排雪は民間業者と町の相互協力で、例年以上広くきれいに除雪されております。

また、高齢者の除雪対策では、小型除雪機14台を各自治会の「たすけあいチーム」に貸し出し、さらに町も間口除雪を行っておりますので、今のところ大きな問題は出ていません。

しかしながら、町の高齢化が年々高くなっている状況の中、独居老人等も増加していくことが予想されますが、現在の除雪体制をこれからどのように維持していくのか、町長のお考えを伺います。

次に、除雪・排雪した雪の利活用についてでありますけれども、道内の自治体では、雪の販売、米の貯蔵、施設の冷房などに除雪・排雪の雪を最大限に利用しているところがあります。町として取り組む考えはないか、町長のお考えを伺います。

次に、ピロリ菌の除菌についてでありますけれども、ピロリ菌除菌の保険適用拡大に対する対応についてであります。

がんの中でも、日本人に最も多い胃がん患者は約21万人で、年間約5万人が亡くなっております。胃がんは、がんの死因では2位であります。その胃がんや胃潰瘍の大きな原因とされるピロリ菌は、世界中に存在する細菌で、50代以上の日本人では、約80%の高い感染率であります。

これまでは、胃潰瘍などの病気でなければ、胃からのピロリ菌は公的保険の対象ではありませんでしたが、軽い胃炎でも保険適用が認められることになりました。

町民がこの制度を活用し、早期に受診するため、今後の対応について、考えがあればお聞かせください。

以上、よろしくお願いいいたします。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 新鞍議員の質問にお答えをいたしたいと思っております。

初めに、冬期間の除雪について。

除雪体制の今後の取り組みについてですが、現在の一斉除雪体制につきましては、市街地の10地区を業者と直営により、ショベルで幹線道路をグレーダー、ダンプトラックで実施し、ダンプトラックについては、市街地幹線道路を終了してから農村地区の除雪を実施しております。したがって、出動時間によっては、農村地区除雪の開始時間が遅くなることから、農村路線除雪の一部を平成20年度より6地区の農村除雪部会に依頼し、早期除雪の実施に向け、地域の御協力をいただいているところであります。

次に、除雪機械貸与事業についてですが、各自治会単位において、除雪困難な高齢者世帯等への除雪支援を行っている「たすけあいチーム」に対し、町から除雪機の無償貸与を行っており、本年度においては家庭用除雪機14台を12地区に無償貸与しております。

また、間口除雪事業につきましては、町の小型ロータリー除雪機により、除雪が困難な世帯を対象に、道路除雪の際に発生する置き雪の除雪を行っております。

なお、地区及び対象者の選定については、除雪事業アンケート調査による地区の選定と、災害時要援護台帳に基づき対象者を選定し、各自治会との協議により、本年度は9地区40世帯を対象に、高齢者世帯などの除雪支援を実施しております。

御質問の今後の除雪体制についてですが、地域と一体となって高齢化社会の除雪に向け、より充実した体制を図りたいと考えておりますので、御理解をお願いをいたしたいと思っております。

次に、除雪・排雪した雪の利活用についてですが、北海道において雪の利活用については長年の課題でありましたが、価値あるエネルギーとして利用することができる雪氷冷熱エネルギーは、北海道ならではの新エネルギーであり、近年地球温暖化防止の側面から注目を集めていることは認識しているところであります。

この雪氷冷熱エネルギーは、冬期に降り積もった雪などを冷熱を必要とする季節まで保管し、冷熱源として、その冷気及び溶けた冷水をビルやマンション、福祉施設などの冷房、あるいは農作物の冷蔵などに利用されており、低温、高湿度の環境を安価で安定的かつ容易につくり出すことが可能な二酸化炭素を排出しないクリーンエネルギーとして、地球温暖化対策として意義も高いほか、農作物等の鮮度保持など、多くのメリットを有しております。

一方で、季節をまたいで雪などの冷熱を確保するため、大きな容量の冷熱保存施設が必要となることから、初期投資が多額となり、イニシャルコストは電気冷房に比べて割高であることが課題とされております。

また、熱損失の少ない冷熱保存施設の開発や効率のよい熱交換システムの開発など、技術的な課題も挙げられている状況となっております。

本町の新エネルギー施策につきましては、美幌町地域新エネルギービジョンに基づき、五つの重点プロジェクトを柱として、総合

的・計画的に推進しているところですが、雪氷冷熱エネルギーについては、今後可能性を検討すると評価されており、今後の技術開発の進展による低コスト化の動向など、引き続き調査検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしく願いをいたしたいと思ひます。

次に、ピロリ菌除菌について。

ピロリ菌除菌の保険適用拡大に対する対応についてであります。全国の胃がん患者数と死亡者数につきましては、国立がん研究センターによる統計結果を見ますと、平成17年の胃がん患者数が11万7,000人と、がんの部位別では最も多く、平成21年の胃がんによる死亡者数は5万人と、がんの部位別では第2位を占めており、胃がんの患者数、死亡者数とも依然として多い状況になっています。

当町におきましては、平成23年のがんによる死亡者数は74名と最も多く、そのうち胃がんによる死亡者数は11名と第3位を占めております。

胃がん予防対策としましては、35歳以上の住民を対象とした胃がん検診を実施しており、平成23年度は、年3回の9日間で879名の方が受診されております。

御質問のありましたヘリコバクター・ピロリ、いわゆるピロリ菌につきましては、1982年に胃粘膜から発見されて以来、研究成果が積み重なり、慢性胃炎や胃潰瘍、十二指腸潰瘍、胃がんなどの原因として、ピロリ菌感染が深くかかわっていることが明らかになりました。

また、日本ヘリコバクター学会理事長であり、北海道大学大学院、浅香正博特認教授によりますと、日本人のピロリ菌感染は、昭和30年代前に生まれた世代が多く、50歳以上の約80%の人はピロリ菌に感染していると報告されています。

ピロリ菌除去の医療保険適用については、新聞等で報道されておりますが、北海道厚生局医療課へ確認したところ、これまでは胃潰

瘍に対する除菌治療のみを対象としていたが、慢性胃炎に対する除菌治療も平成25年2月21日に医療保険の適用が承認されており、2月25日に厚生労働省より各都道府県国保担当課長宛てに通知されましたので、その後に町や医療機関宛てに通知されるというを確認しております。

当町におきましては、国保病院を初めとして、町内医療機関でピロリ菌の除菌治療が可能なことから、胃がん検診の受診勧奨を行い、自分の胃の状況に関心を持っていただくとともに、健康相談や健康教育、広報などががん予防の生活習慣改善のほか、医療保険の適用につきましても、わかりやすくお伝えしていきたいと考えております。

以上、御答弁をさせていただきました。よろしく願いをいたしたいと思ひます。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1点目の冬期間の除雪体制、今後の取り組みについてでありますけれども、間口除雪事業では、除雪が困難である世帯を対象に、道路除雪の際に発生する置き雪の除雪をしておりますけれども、この対象者の選定基準、世帯数、対象者数はどのように決めておられるのか。

また、選定基準から外れたり、漏れた方の救済方法はどのように考えておられるのか。

さらに、この除雪支援に対する拡大の考え方をお伺いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 福祉主幹。

○福祉主幹（井上和俊君） 新鞍議員の御質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

間口除雪の対象者の選定基準、世帯数、対象者数及び基準に漏れた方等の対処につきましては、まず対象者につきましては65歳以上の独居、または夫婦の高齢者世帯であり、お近くに子供などの縁者が近隣に住んでいる場合については対象外とさせていただいております。

また、地区の選定につきましては、自治会

に対し実施しております除雪事業アンケート調査により、間口除雪を希望する自治会を選定させていただきまして、災害時要援護者台帳により対象者を選定してございます。

また、その後各自治会との協議によりまして、本年度につきましては、9自治会、40世帯を対象として間口除雪を実施しております。

なお、本年度につきましては、希望する自治会すべての間口除雪を実施してございます。

また、除雪支援や間口除雪による支援や、「たすけあいチーム」による除雪支援を受けられない地区の除雪支援が必要な方につきましては、町がみどり就労センターへ委託し、除雪を行ってございます。本年度につきましては、13世帯の除雪を実施してございます。

以上お答えしました。よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） 今のお答えの中で、この除雪支援に対する拡大の考えというのは、あるかないかということでございますけれども。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 拡大の意向はあるかないか、その部分については、当然予算伴いますので、原課のほうでは、そういう要望があれば、随時拡大していきたいというふうには思っております。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） 了解いたしました。

次、2点目でございますけれども、町の高齢化率が年々高くなり、独居老人等も増加していくことが予想される中、間口除雪事業の業務は、今後確実にふえ続けていくと思っております。

現在、高齢者等の間口除雪は無料で行っておりますけれども、財源には限りがあり、近い将来には新たな見直しが必要になると思っておりますが、考えをお聞かせいただければと思

ます。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、除排雪を含めて間口除雪も無料でやっているということですが。今御質問受けたのは、多分有料のことも含んでいるのかなと思いますけれども、有料という発想は、今のところ全く持っておりません。

ただ、高齢化が進む、その中で「たすけあいチーム」という地域にある組織があるのですけれども、こちらの方もお年をかなり召してきているということで、我々としては将来的に、この高齢化社会に対する除雪全般をどうしていくかということですが、やはり任せられるところはしっかり任せて、例えば周辺地域の農村地域については、かなり大型の除雪する機械もあるようでありますから、できる限りそういうところはお任せするようにして、町の中をいかに細やかな除雪をしていくか、これがポイントになると思っておりますので、できるだけ細やかな除雪ができるような体制を目指していきたいと、そのように思っております。

各自治会に小型の除雪機を貸与してお願いしているのは、一つにはやはりお年を召した方が災害時に自分の家の間口も、玄関先まで除雪できないということでは、何か不測の事態が起きたときに、やはり大変だという思いも込めて、そういう体制をとらせていただいております。

いずれにしましても、先日の雪を含めて、非常にやはり北海道の冬は厳しいと思っております。そんな中で、やはりいろいろなものを見直しながら、しっかりとした対応をできるようなことを今後とも考えてまいりたいと、そのように思います。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） 今、高齢者支援制度と、大変よい制度なのですけれども、このまま間口除雪支援を続けていくわけですが、そうなりますと50代以下の現役世代の負担も少しずつ多くなるのではないかと。こ

これから15年後には、およそ10人に4人近くが65歳ということが考えられるわけですが、今町長がおっしゃいましたけれども、この「たすけあいチームも高齢化」、「たすけあいチーム」を助けなければならないチームもつくらなければならない。それは余談ですけれども、あと今町長が言われた家庭用の除雪機、これも今14台ですけれども、まだまだ足りなくなる。そしてまた、町でやっているロータリー、これも今1台であれしてまますけれども、恐らくそれでは間に合わないという、そういう将来的な見通しですけれども、だからいかにこの除雪というのを乗り越えていくかと。今は何とかカバーしてまますけれども、今言った10年、15年をいろいろと危惧しているわけであります。その点、考えがあれば再度お伺いします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） これから高齢化が進むということで、今美幌は28ぐらいだと思いますけれども、30も間近だということで、ただ高齢化が進んでお金がかかるかという、そういう論議には私は荷担したくないと思っております。我々の先輩が、今日の礎をつくっていただいた方に対する、お金がかかるからというふうなことだけは、やはり我々しっかり頑張って、歯を食いしばってでも、やはりそういう人たちを手助けできるような、そしてこの町で長生きを楽しめる町をやはり目指していくべきだと思っております。

それで、今全道に先駆けて、北海道開発局が美幌と札幌市をモデルケースに、除雪の置き雪対策をやっていただきました。その中で、シャッター付きのブレード付きの除雪機も今1台導入しておりますけれども、非常に高価なのでありますけれども、こういったこともしっかり、先ほど言ったように任せられるところは周辺は任せる。そして、町の中細やかにやるには、やはりシャッター付きのブレードだとか、そういうものの導入をしっかり図る。さらに細かいところは小型除雪機で

ということで、やはり考えていかなければいけないと思っております。

それで、小型除雪機が、今12自治会で14台貸与してお願いしてはいますが、ここにもまだいろいろな課題が実はあります。小型なものですから、お年寄りが離れていると除雪機でとことこと走っていかなければいけないということで、小型ダンプ車あればいいという声も聞こえてきますし、格納するものもあれば、ぜひ導入したいという自治会もありますので、こういったことも課題だと思っております。

いずれにしろ、6カ月間は雪の中で生活する宿命にありますので、この宿命をやはり真っ正面から、逃げていくわけにはいきませんので、これを真っ正面からとらえて、どう対応できるかということは、しっかりと対応を先を見ながら考えていきたいと。そして、できるものからしっかりと取り組んでいきたいと、そんなふうに考えております。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） ただいまの町長の答弁、十分に理解いたしました。

次の点、答弁の最後のほうでありますけれども、より充実した体制を図りたいとあるわけですが、これは今の町長の答弁で通りますか。はい、わかりました。

最後に、今後の取り組みに関しての最後の質問でございますけれども、一斉除雪体制で財政以外で課題があるかどうかお伺いします。

○議長（古舘繁夫君） 建設主幹。

○建設主幹（門別孝志君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

先ほど町長も言うておりましたが、きめ細かな除雪の実施ということで、きめ細かな除雪と、それから除雪時間の短縮を図るということを行いたいのですが、公共工事等の削減により、町内業者の社員数または保有重機の台数が減少しているといったことから、業者の依頼している地区が、今現在7地区あるわけなのですけれども、この拡大が非常に難し

いといった、まず一つの課題があると認識しております。よろしくお願ひします。

○議長（古館繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） 了解いたしました。

次の質問に移らせていただきます。

2点目の除雪・排雪した雪の利活用についてでありますけれども、町では、かなり以前から雪の利活用について調査検討があったと聞いておりますけれども、しかし実現には至らなかったわけでありまして、御答弁にその点ありましたけれども、私は毎年この降る雪の量、ことしは異常ですけれども、この降る雪の量が安定していないことも一つの要因ではないだろうかということでお伺ひいたします。

○議長（古館繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） この雪を利用し、活用するというところでありますけれども、一部米の貯蔵だとか、そういうところに使っている市町村あるようでありまして、やはり地域性というものがやはりあると思います。雪が深い、そして雪は降らないけれども寒冷であるとか、氷がたくさん発生するだとか、いろいろ地域性によってはあると思いますけれども、私どもの町の新エネルギーをどう取り組むかという、その計画が実はエネルギービジョンということで立ててございます。その中にも雪氷熱の利用ということ掲げておりますけれども、今取り組んでいるのは、もうちょっと違うところで取り組んでいるのですけれども、本当にこの雪は、ただ降られて排雪・除雪して、春になれば解けて流れるということで、本当にお金になればいいなと思うのですけれども、この研究自体もなかなか難しい、そして利活用をしているところもまだまだ少ないということでありまして、いずれにしろ逆手にとって、これも地域資源と考えると、やはり利活用の方法も見出せるのではないかなと思っております。

ただ、今我が町で新エネルギーで取り組んでいるのは、やはり森林、これについては今しっかりと取り組みしてまして、太陽エネル

ギーも取り組みを進めているということでありまして、全部を全体的に押し上げるというのは相当なエネルギー、それこそ必要なところがありますので、ほかのところの研究成果だとかそういうのも見ながら、我が町で取り入れるものがあるとするところと取り入れていきたいと、そのように思っております。

いずれにしろ、この地域で雪というのは、議員おっしゃるように、降る量に多い少ないがあつて、でこぼこがあるので、それであるとなかなか、初期投資しても雪が降らない年はどうするのだということも出てくると思いますので、安定的なエネルギーを使えるというところに、やはり注意を置かなければ、初期投資しても、今度使えないというようなことになる大変なので、その辺のことも重要なポイントではないかなと思っておりますので、この計画には、ビジョンには入っておりますので、決してやらないということではなくて、横目で見ながら検討していきたいと、そのように思います。

○議長（古館繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） 今、調査検討をしてまいりたいという質問をしようとしたけれども、何か町長の今の答弁で了解のような感じでございますね。

それでは、冬期間の除雪についての質問は終わらせていただきます。

2点目のピロリ菌除菌について、ピロリ菌除菌の保険適用拡大に対する対応についての再質問でございますけれども、昨年、町内の40代の若い方が胃がんになっているわけですが、現在国民全体でかかっている胃がんの医療費は、年間で約3,000億円と推定され、このまま何もしないと2020年には5,000億円を超える可能性があると言われております。

先ほどの答弁にありましたけれども、北海道大学大学院の浅香正博特任教授は、胃がんの原因は、日本は95%以上がピロリ菌感染というデータが発表されている。つまり、胃がんはほとんどピロリ菌が原因と確認された

わけです。

ピロリ菌の検査は、息を大きく吸って吐くだけのすごく簡単で短時間で済み、体に全く負担がかかりません。このことも周知されてはどうかと考えます。

また、国保病院で発行しております広報誌「一期一会」は、カラーで図面もわかりやすく、文字も大きく読みやすい、大変好評であります。次回の平成25年度版に、このピロリ菌について、ぜひ掲載していただきたいと思いますがどうでしょうか、お伺いします。

○議長（古舘繁夫君） 病院事務長。

○病院事務長（大村英則君） 新鞍議員さんの御指摘ございました。今回御指摘いただいて、改めて今まで発行した部分、23年度の秋季号で、実は内科の高正副院長は、ピロリ菌を除菌すれば胃がんは防げますと、こういう記事が掲載されました。それで改めて今回検査の件数を拾ってみたのですね。それで22年度は69件、そして23年度が、この記事が掲載された年、96件ありました。それで、24年記事掲載後、144件にふえている状況にあります。したがって、恐らく町民の皆さんがこれを見て、3種類の薬を1週間飲めば除菌できますから、そういうことでかなりの効果があったものだと思っております。

したがって、今御指摘ありましたように、今後も断続的に民生部等とも連携をとって周知を徹底していきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） よろしく願いいたします。

次、ピロリ菌の除菌治療は、これまで胃、十二指腸潰瘍や早期胃がんの治療後など、4種類の疾患で保険適用されてきました。しかし、ピロリ菌がいても、そうした病気がない場合の除菌は自費診療となって数万円が必要であったわけです。これからは、胃のもたれや不快感といった症状の慢性胃炎と診断されれば保険で受けられることとなります。

ここで質問でありますけれども、ピロリ菌の検査を特定健診の項目に加えてはどうか、お伺いします。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 先ほど、「一期一会」に載って、それから病院の事務長はふえたと言っておりますけれども、これは病院の立場で説明させていただきましたけれども、そのほかに私ども健康づくりでがん検診もやっておりますので、その辺の状況を含めて、健康づくりを担当している主幹のほうから答弁をさせていただきたいと、そのように思います。

○議長（古舘繁夫君） 健康推進主幹。

○健康推進主幹（立花八寿子君） お答えいたします。

ただいまの御質問いただいた件なのでございますが、特定健診のとき、集団検診で町で委託しております北海道体がん協会のほうに確認しております。全道で集団健診として道内の自治体で実施しているところは、今のところないということで、北海道体がん協会の旭川の本部では、今議員のほうでおっしゃいました呼気による検査と胃カメラの検査を同時に実施していて、本部だけでは対応しているところなのでございますけれども、検診として、今物理的にこういった呼気の検査を持ち運びする等の物理的なことが難しいということで、道内の自治体での巡回型の集団健診では、まだ実施できない体制であるということを確認しております。

以上です。

○議長（古舘繁夫君） 1番新鞍峯雄さん。

○1番（新鞍峯雄君） 了解いたしました。

それでは、最後の私の言葉になりますけれども、今回このピロリ菌の質問のため、民生部局のほうに事実確認をしたのが先月2月26日。その結果、新たに保険適用が認められたと決定したのは前の日の2月25日で、各医療機関には、まだ連絡が入っていない絶妙のタイミングであったわけです。多くの町民の皆さんが胃がんに関心を持つように

なり、みずから進んで一人でも多く健診を受け、早期発見、早期治療で、我が町から胃がん患者がゼロになることを願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） このピロリ菌の除菌に行くまでには、やはりまずは検診をしなければ、ピロリ菌がいるかどうかというような判断ができないので、ぜひともがん検診をこの機会に受けていただきたい、そのように思いますし、また、このピロリ菌の研究の第一人者が、我が町出身の先生であるということも我々は重く受けとめて、やはりこの対応をしなければ、今までちょっとないがしろにしていたなと思いますので、この機会を通じて、そのことを私からお願いしたいと思ひますし、検診のことについては再度健康づくりを担当する主幹のほうから、受診できるようなお願いをぜひこの機会を、ぜひとも発言をさせていただきますと、そのように思ひます。

○議長（古舘繁夫君） 健康推進主幹。

○健康推進主幹（立花八寿子君） 今、町長からの御答弁ありましたように、体がん協会による胃がん検診で、大体900名ぐらいの方が毎年受けていただいております。その検診の中では胃がんの疑いのほか、胃潰瘍、慢性胃炎の疑い等も発見されますので、そういった状況の中で、自分の胃の状態にまず関心を持っていただいて、ピロリ菌ということも50代以上の方が8割方持っておられるということがございますので、ぜひ受けていただきたいということを受診勧奨の折に触れたり、健康相談の折に触れていきたいというふうに思っておりますので、議員から今回いただいた質問を最大限活用して実施していきたいと思っております。

以上です。

○議長（古舘繁夫君） 以上で、1番新鞍峯雄さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を1時15分といたします。

午前11時42分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告順により発言を許します。

9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君）〔登壇〕 私は、今回教育行政一本に絞らせていただきました。といいますのも、私が議員にさせていただいてから、教育執行方針というのは、今回初め聞かせていただきました。教育長の思いがここにしっかりと載せられておりまして、教育長の思いをぜひ私も感じ取りまして、今回あえて教育長の熱意に応えたいなという思いで質問をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

4点通告させていただいております。

まず一つ目には、6月の食育月間の取り組みについてということ。2点目には、食物アレルギー対策について。それから、3点目には、心の病に対するメンタルヘルス対策について。4点目には、「びほーる」の施設の管理運営についてという、4点についてお伺ひさせていただきます。

まず、一番最初の6月の食育月間の取り組みについてということの説明させていただきますが、食育活動は、毎年6月を食育月間と定められ、この期間中に集中的・重点的に道内各地で取り組みが行われております。

現行の学習指導要領では、学校における食育の推進が記されており、今や学校教育の重要な教育課題でもあります。

食育の推進は、栄養教諭、学校栄養職員らが中心となって取り組まれておりますが、学校教育の課題である以上は、学校長のリーダーシップのもとで、学校や地域全体で取り組む姿勢が大切ではないかと考えているところでもありますので、考え方があればお聞かせいただきたいと思ひます。

2点の食物アレルギー対策についてです。

食物アレルギーを持つ児童生徒は、年々増加する傾向にあります。文部科学省が実施したアレルギー疾患の全国調査で、驚くべき実態が明らかになりました。急性アレルギー反応の一つで、死に至る危険性が伴うアナフィラキシーの症状が全国の公立学校の児童生徒の0.14%に当たる1万8,323人発症していました。

食物アレルギーを持つ児童生徒は、全体の2.6%ですが、アレルギー体質を持つ児童生徒の親にとって、大きな問題です。子供が学校でアレルギー原因物質を食べていないか、大きな心配事でもあります。

また、アナフィラキシーとは、食品や薬品が原因で引き起こされる急性アレルギー反応で、じんま疹など皮膚症状や、あるいは呼吸困難、めまい、意識障害等の症状、血液循環の異常が急激に出てショック死するケースもあり、文科省はこうした実態を受け、アレルギー疾患に対応したマニュアルを作成するほか、教職員に対して、アレルギー疾患についての指導も検討するとのことですが、これを受け、町としての考え方をお示ししていただきたいと思います。

3点目ですが、心の病に対するメンタルヘルス対策についてです。

平成23年12月24日、文部科学省で発表された最新データによりますと、鬱などの心の病で23年度中で休職した職員は5,274人、公立学校での休職者の61%に当たる教員が精神疾患を理由とする休職となっています。病気休職者全体では過去最高で、精神疾患の割合は全国が62.4%、道内は前年度を約8ポイント下回りましたが、70.6%と依然として高い状況にあります。

文科省は再発を防ぐために、復職時の支援が重要としており、道内を含む各教育委員会では復職支援プログラムを行っています。

美幌町での心の病に対するメンタルヘルス対策についての考えがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

最後に、「びほーる」施設の管理運営につ

いてですが、「びほーる」施設については、舞台、音響、照明を初めとする施設整備の充実、利用しやすい料金体系、利用率を含めて高い評価を得ています。

また、文化振興につなげていくために施設の管理と運営を一体化し教育委員会に移管しますので、今後の取り組みについては大変期待をしているところですが、課題として、舞台設備操作業務については、現在の人員で十分機能していけるのか、また、文連との協力関係、「びほーる」の運営に関心を持たれている町民の方々の協力要請についてもどのように考えておられるのか、お示しできるものがあればお聞かせいただきたいと思います。

以上、第1回目の質問を終わります。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君）〔登壇〕 坂田議員の質問に答弁させていただきます。

6月の食育月間の取り組みの御質問にお答えします。

学校における食育は、教職員の共通理解を図り、学校給食を生きた教材として活用しつつ、給食の時間はもとより、各教科や特別活動、道徳、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通して行われることが重要です。

各学校においては、食に関する指導の全体計画の作成が義務づけられており、それに基づき、関係する教科の中で食育を含めた食に関する内容を学んでおります。

例えば、社会科では地域の生産者の様子や特産物がどのように生産されるのか、商店ではどのような食材が販売されていて、ごみ処理はどのように処理されるのか、また、昔の人の道具で当時の人々の生活、暮らし、地域の歴史なども学習し、社会生活を営むことのできる力をはぐくむことを目標として取り組んでおります。

理科では食物の栽培、収穫を学習し、生活科では、児童が家庭での食にかかわる自分の生活、例えば家族と一緒に食事をしたり、料理の手伝いをしたりしたことを振り返り、絵

日記やカルタなどにあらかわすことなどを通して、食事の喜びや楽しさに気づかせる学習を行っています。

また、体育科の保健では、毎日を健康に過ごすためには、食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることを学びます。

さらに、学校だより、給食だより、保健だよりの発信、給食試食会を行うなど、家庭との連携を図っております。

したがって、食育月間には特別な取り組みは行いませんが、日常の学習活動にそれぞれの学校や児童生徒の実態に合わせて創意工夫に努め、食に関する指導の学習を継続展開してまいります。

次に、食物アレルギー対策についての御質問にお答えします。

学校における取り組みとしましては、食物アレルギーのほか、さまざまなアレルギー疾患に対して、文部科学省のガイドラインに沿った対応をしております。

食物アレルギー対応で最も大切なことは、保護者、学校、給食センターとの連携であり、これまでも児童生徒の食物アレルギー実態把握から保護者との協議、給食での食物アレルギー対策実施に至るまで、職員会議などにおいて情報を共有し、ガイドラインの周知、活用を図り、教職員の共通理解を図っております。

また、教職員には普通救命救急講習を実施し、不測の事態に備えております。

今後におきましても、アレルギー疾患を有する児童生徒が増加する傾向にあることから、研修などにより知識を深め、アレルギー疾患を持つ児童生徒が安心して学校生活を過ごせるよう、対応してまいりたいと考えおります。

次に、心の病に対するメンタルヘルス対策についての御質問にお答えします。

心の病に対するメンタルヘルス対策についてですが、心の健康問題は、社会全般における社会問題となっております。そのため、厚生労働省では、労働者全般にわたる社会問題

対策として、事業所向けマニュアル、心の健康問題による休業した労働者の職場復帰支援の手引きなどを作成し、対応しているところ です。

一方、教職員の心の健康問題においても、マニュアルに基づいて、一般の方々と同様増加傾向にあることから対応しているところ です。

この心の健康問題を考えたとき、人間関係を含む職場環境の改善など、メンタルヘルス不調が起きない、あるいは減らすための活動を行っているところであり、北海道教育委員会が作成したメンタルヘルス研修用DVDや教職員のための冊子を配付したり活用するよう指導しております。

また、健康対策の一環として、メンタルヘルスセミナーへの参加を呼びかけて対応している現状にあります。

しかしながら、メンタルヘルスの不調は、個人要因や職場以外の環境要因もあり、職場内の職場環境づくりのみによって、すべてを予防することは不可能であります。不調者がいた場合には、早期に発見して適切な対策を講じ、あるいは治療につなげて、さらなる悪化を防ぐということが大切であります。

こうしたメンタルヘルス不調者が改善に向かったとき、例えば休職から復職してきたときなどに、職場再適応が円滑に進むよう、あるいは再発が起きないようにフォローすることが必要と考えております。

御指摘の復職時の支援につきましては、各学校において必要な事務手続の説明や相談先の紹介、主治医による職場復帰のための業務遂行能力の確認、職場復帰支援プランを作成して、最終的に職場復帰を支援しているところ です。

なお、再発防止のための復帰後のフォローアップも校長を初め、職場一丸となって取り組んでいるところでもあります。

今後においても、教職員がお互いに悩み事の相談などができるよう、温かな空気が流れる職場になるよう、あらゆる場面で温かい人

間関係ができる雰囲気づくりに努めてまいりたいと考えております。

「びほーる」施設の管理・運営についての御質問にお答えします。

舞台設備の操作業務についてであります。が、「びほーる」はコンサート用の音響反射板やあらゆる演目に対応できる舞台装置を備え、その設備を最大限に生かした舞台発表の場を提供することを目指しています。

このことから、舞台設備の操作には専門的な技術と経験を必要とするため、操作業務委託業者の職員1名が常駐し、事前打ち合わせでは、舞台内容に応じた提案を行うことにより、利用団体の皆様から舞台照明の演出などで満足の声をいただいているところであります。

舞台では、事前の準備、リハーサル、本番などと、それぞれの段階で従事する職員を必要としますが、委託業者職員の指導のもと、会館職員が従事し、文化団体の舞台の際には社会教育グループ職員も従事するほか、文化祭のような舞台展開が多い際には、委託業者からの増員で対応しております。

新年度からの教育委員会移管後につきましても、舞台操作業務委託の職員体制は同様と考えていますが、会館に配置する社会教育グループ職員と会館職員が一体となって芸術文化の拠点施設としての役割を担ってまいります。

美幌町文化連盟との関係であります。本町の芸術文化の振興と会員の拡大に取り組まれている文化連盟とは、「びほーる」をともに育てていくという立場で、これまで以上の連携協力関係を図っていく考えであります。

また、「びほーる」の運営に関心を持たれておられる町民の方々へは、舞台芸術に親しむための講座や、舞台設備や、その機能を理解していただくための講座を開設し、舞台鑑賞の楽しさばかりではなく、舞台上で演じることのすばらしさを実感していただくことを通して、文化活動への参加者の拡大を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁をさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

○議長（古館繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 今、御答弁をいただきました。6月の食育月間の取り組みについてですが、答弁いただいた内容を見る限りでは、本当にそのとおりで思っています。ただ、これが全部実行されれば、すばらしい食育になるかなというふうに理解はしているところですが、なかなか現実そうにはなっていないのかなという思いも多少はあります。といいますのは、今子供たちが食に関して、本当に関心を持たれているかということ、非常に関心が薄いのではないかということを感じております。と申しますのも、以前の一般質問の中にもさせていただいたことがあるのですけれども、朝食を家族でとらないとか、朝抜きとか、それから好き嫌いが激しいとか、食べるものに相当の偏りがあるとか、そういう意味では、食に対しての本当に関心というのが理解されていないのではないかなという心配があります。

今回、このことについて質問させていただいたのは、やっぱり食べることは生きることであるということ強調していきたいなというふうに思っています。人と人、人の環境との共生というか、ともに生きるという意味では、大事な食育ではないかなというふうに思っていますので、そこら辺のことで、答弁の中では、6月だけでなくいろいろな幅広い範囲、農業者から、それから食品関係から最終的なごみの処理まで、一連の関係できちっと食育に関しては教育の中で取り組んでいますよという内容は、すごくいいことだと思っております。ただ、やっぱりもう少し具体的にそれぞれの学校の特徴を生かしていただいて、具体的な取り組みをしていただくということが大事なことはないかなというふうに思っています。

私は、やっぱり食事のバランスチェック、みずからの食生活を振り返る取り組みですと

か、できれば毎朝朝食をとる子供たちの目標値というのを、100%というのは無理かもしれないけれども、目指していただきたいというふうに思うのです。そういうところでは、取り組みとしては大変重たいものがあるのですが、そこら辺のところ、今後の取り組みについて、もしお聞かせしていただけるものがありましたらお願いをしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） もともとは平成17年に食育基本法ができて、その食育推進基本計画というものがつくられた中で、毎年6月を食育月間としましょうという話の中で進んでいることだと思います。

私どもは、今回お話しさせていただいたのは、その中で何かを例えば、他の例を見ますと、やはりやらないよりはやったほうが良いという、例えば何かの講習会とか、研修会をやしましょうというような部分があるので、私どもはやっぱり本当に今、確かに全てがやられているかどうかというのは、ちょっとやられているとは言いきることはできませんけれども、全体を通して言うなら1年を通してきちんとやっけていきたいと思いますという話であります。

そういった中でいけば、学校給食法が改正されまして、その中でそれぞれの各学校において食に関する指導の全体計画の作成が義務づけになっているというか、これは非常に私は食に対する、食育も内数に入るのですけれども、それをそれぞれの学校の中できちんと計画を出して、それに基づいて下さいということなのですね。

当然その中に、目標とか基本方針、今指摘があった、それぞれの学校の中でどれを特徴に生かせるかとか、そういうことも全部その計画を立てることになっている。例えば、1年とか2年とか3年においてはそれぞれどうするかとか、ですから私はこれが一つの食に関する部分に関しては、やはり学校としてきちんとやっぱりこれに沿ってやっていただき

たいし、それに対してどういう評価をするかも、やはりきちんと伝えてほしいというふうに思っていますし、それを基本に進めていってほしいというふうに思っております。

先ほど、やはり朝食をとらないという部分からいけば、ちょっとそのデータの話をさせていただければ、24年度の全国の学習状況調査というのがあって、その中で非常に私は、今、坂田議員が言っているように非常に危惧しているのは、朝食を毎日食べてますかという質問に対して、どちらかという余り食べてませんよという、余り食べてないという割合が全国では3.9%、北海道では4.8%、そして実は美幌全体で割合を出してみると10.9%。

前ちょっと質問、前回別な方にされたときの朝食の割合というのは、たしか5%台だったと思って、それでもちょっと全道よりも食べない率が高かった。今回かなり高いということにおいては、今一番議員が危惧されていることは、非常に私も同感というふうに思っております。そういった中では、本当に今回の教育行政の執行方針の中でも書かせていただきましたけれども、きちんと朝食を食べるという行為をやっけていってほしいと、言うならば、それが基本だというふうには思っております。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 思いは十分理解しているところです。ただ、深く追求はいたしませんけれども、やっぱり朝食をとることが1日の活動の基本になる食事ではないかというふうに思っていますので、食事をとらないことによる脳の活力だとか、学習能力、やる気の問題というのは、そこから生まれてくるのではないかなというふうな私の思いなのです。

それで、やっぱり美幌町としたら10%以上朝食を食べていないということですので、やっぱりそこに重きを置いていただいて、食に関して、できれば各学校にそういう

朝食を食べて1日元気で勉強しましょう、1日元気に活動しましょうという、そういう目標値をつくっていただいて取り組んでいただきたいという強い願いでございます。それに対して、何かお答えしていただけるものがあれば、なければよろしいのですが。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 先ほどもお話をさせていただきましたけれども、本当に執行方針の中に、早寝・早起き・朝御飯運動の定着ということ掲げておりますので、本当に今提案いただいた目標値を立てて、それがそれぞれの学校でやれるかどうかというのはちょっと検討したいと思います。そんなに後ろ向きな話ではなくて、私はやっぱり、ただ学校それぞれに、学校長に一つの計画も含めて任せている以上、町としてはどうか、教育委員会としては、こういうふうにしてほしいよということ強く訴えていきたいと思えますし、それを学校の運営を任せる学校長としては、やはり自分の学校においてはこうしたい、できれば今提案のあった、この目標で行きましょうというまで行けば、私もうれしいと思えますし、そうなる努力はしていきたいというふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） ぜひ目標値をできるだけクリアできるように頑張ってくださいと思うのですが、ただ一つだけ、朝食を食べるのにはやっぱり親がいるので、親を説得するということが一番問題かなというふうに感じている部分でもありますので、できるだけ、子供が幾ら朝御飯食べていきたいと言っても、食べられない状況もあるのかなというふうな思いもありますけれども、学校全体で取り組んでもらうということを目指して掲げていただいて、次の質問に入りたいと思います。

アレルギー対策について質問をさせていただきますけれども、アレルギー対策については、午前中、中嶋議員のほうからもいろいろ

問題出されておりましたので、そこはなるべくダブらないように質問させていただきたいと思えます。

私のほうは、何でこんな質問をさせていただくかということなのですが、やっぱり最近是非常にアレルギー体質の子がふえているということなのです。

美幌町においては、まだ対象児童生徒というのは、先ほどの数字で言えば、すごく少ないかなというふうには思っているのですが、ただ一番食えることによるアレルギーと、それからもう一つ、先ほども出ていたと思うのですが、アナフィラキシーというものがある、それは薬品とか食品から起こるもので、食べたからすぐ出てくるというものではないという認識で、私は今回質問させていただこうかなというふうに思えます。

このアレルギーの中にも、三つ病型というのがありまして、一つには即時型というのは、食物アレルギーの児童生徒のほとんどはこの病型に分類されていて、原因食物を食べて2時間以内に症状が出てくる。その症状はじんま疹のような軽い症状から、命の危険も伴うアナフィラキシーショックを進行するものもあり、さまざまであるということがありますが、二つ目に口内アレルギー症候群というものもありまして、果物や野菜、木の実類に対するアレルギーに多い病型で、食事後5分以内に口腔の症状、口の中に症状が出てきて、喉のかゆみだとかひりひりする、いがいがする、腫れぼったいなどの症状が出てくるというものです。多くはその場所だけで、症状だけで回復に向かうということで、5%程度は全身的な症状に進むことがあるため注意することが必要ですが、症状としては軽い症状。

三つ目に、食物依存性、運動誘発性アナフィラキシーというものがある、多くの場合、原因となる食物を摂取して2時間以内に一定量の運動、昼休みの遊び、体育や部活動など、患者によってさまざまですが、そのも

のによってアナフィラキシー症状を起こすということが言われております。原因の食物としては小麦や甲殻類が多く、このような症状を経験する頻度は、中学生で6,000人に1人程度と言われています。

症状としては、じんま疹から始まり、高頻度で呼吸困難やショック状態のような重圧な症状にまで至るというので、注意が必要ということになっておりますので、できるだけ、どういう子が出るかはわかりわからないところもありますので、食事をした後、運動はできるだけ控えたほうがいいのではないかと思います。そこら辺のことも含めて、今後の取り組みの一つとしていただければというふうに思っています。

先ほどの答弁の中にありましたけれども、先生方の研修等によって、こういうアレルギーの知識を広めていただくということも大切なことなのかなというふうに思いますし、もう一つには、教職員には普通救命救急講習を実施していますということなのですから、この講習も、ただ1回やっただけではなかなか実行できないというものもあるのではないかなというふうに思いますので、その点についても、講習を何回もやるということは、時間を割くという意味では、とても大変な状況なのかなというふうにも思うのですけれども、やはり児童生徒の安全を確保するためには、どういったことが必要なかということも考え合わせて取り組んでいただければというふうに思いますが、このことについて、もしお答えできるものがあったらお答えしていただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 今、三つのパターンがあるということで、中身的には私も勉強不足で、そこまでは深くはちょっと理解していない分はあるのですが、一応一つの学校生活の管理指導書というか、実はそういう表があって、その中で子供たち、児童生徒についての記載をきちんとしていきたいと思いますという要旨があります。なかなか私どもはそこまで

は行ってないのですけれども、本当にこういう発症の仕方としてもパターンがあるということの認識、そういう意味からいけば、今議員おっしゃったように、まずは今ガイドラインがあるという話をちょっと前の中嶋議員のときにお話をさせていただいて、それはそれなりにすぐれたものだと思います。それをきちんと十分に活用すること。やはり、実は活用されていないのではないかなという意見が結構ありまして、それはよりガイドラインの周知とか、要は今おっしゃられたような正しい知識を、私ども含めて、先生方にきちんと持ってもらうという努力は、これからしていかなければならないのかなと思います。

研修なんかでもいろいろ、先ほども提案の中で考えなければいけないことは結構あるのですが、今おっしゃられたように、やっぱり学校の中での学校運営を任せている校長先生と、やっぱり先生方どういう話をして、そういうものやっつけていけるという、今の教育現場での詰めをかなりしなければ難しい部分もあるのかなというふうには私も思っております。

私は、どちらかといったらやってくださいよというふうに言う立場ではあるのですけれども、では具体的にこういう研修もしてください、救命救急の部分も、では1回と、2回やってくださいという部分が、言うことは言えるのですが、それを本当に実感として先生方がどうとらえてというよりも、本当に教育の中は、その辺のバランスをちょっととらないと、やっぱりちょっと難しいものはあるのですが、私の立場としては、児童生徒のことを考えると、それはやはり今御指摘いただいたように、言い続けなければならない立場かなというふうには思っています。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 学校の中で本当に子供たちを守ろうとすれば、いろいろな講習とかやらなければいけないという意味では、大変な状況なのかなというのはよく理解しま

す。というのは、先生方自身やるのがたくさんあって、体一つでは足りないというぐらい言われているというのも現実かなというふうには思っているのです。ただ、そこでやっぱりできること、できないこと仕分けしていただいて、子供の安全を最優先に考えていただいて、そこでやっぱり話し合いをもう少し進めていただいて、こういうアレルギーに対する対策というものも、その取り組みの一つの中に入れていただきたいなというふうに考えているところですので、その分については、学校全体で話し合いをしていただいて、今後の新たな取り組みとしていただければと思います。

アレルギー対策については、これで終わらせていただきます。

次、心の病に対するメンタルヘルス対策についてなのですが、御答弁いただきましたように、そのとおり動いていけば、こういうメンタルヘルス不調に陥らないのではないかなというふうに私は思うのですが、ただ教員全体の在職者に占める割合を学校種別、年代別に見ると、学校種では特に中学生の割合が高く、増加傾向にあると言われております。年代別では、40代、50代の割合が高くなっています。

その原因として考えられることは、近年児童生徒とともに過ごす時間や権威といったものが教員を支えていましたけれども、これらが減り、事務的用務がふえたり、保護者対応がふえてきていて、ストレスを感じるケースというのが多くなってきているのではないかなというふうに言われてもいます。

また、若手教員の採用においても、条件つき採用期間中に病気を理由として離職した教職員のうち、9割以上が精神疾患によるものとなっております。若手職員の人材育成にかかわったり支援したりする余裕がなくなっている状況にもあると言われております。

教職員の仕事や質、量が変化してきているということも間違いのないことでもありますけれども、特に提出しなければならない報告書が

多いのではないかな。

また、教育委員会においては削減に取り組んでいるのでしようけれども、なかなかそういうものが改善されていないのではないかなという思いもあるのですが、そこら辺についてはいかがなものなんでしょうか、お聞かせいただけるものがありましたら聞かせたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 今おっしゃったとおり、非常に先生方の負担がふえているということでもあります。ですから先ほど来お答えしていることと、ある意味では矛盾を生じるかもしれません。ですから、やっぱり学校に何でもかんでも求めるといふか、そういう実態もあることも踏まえた上で、やはり本来やっていただきたいものはやっていただきたいという部分の中で、やっぱり選択をしていかなないと、先生方もやはり、もうそれに対応し切れないのではないかなというふうに思っております。

本当に先生方、精神疾患を患う先生方がふえているという部分の中でいけば、これは新聞社のインタビューの中で、北海道の教育委員会が学校、管理職に対するハンドブックをつくったときの、何でこんなふうにあふえているのだという増加要因をちょっと挙げてみますと、今、坂田議員もおっしゃいましたけれども、例えば部活動の指導などの超過勤務だとか、いじめや不登校、家庭環境の問題が複雑化して、その生徒指導が大変ですよとか、それからさまざまな要望に寄せる保護者への対応といふか、そういうことに合わせて、今回管理職のハンドブックの改正をやったのですが、それを手がけた、これは北大の医学部の先生なのですが、それに合わせて、例えば実際にふえてきているのは、要求水準の高い保護者が出てきているといふか、ですから先ほど言ったように、食事にことに対しては、基本的には保護者といふか、家でやることです。でも保護者ができなければどうするかといったら、学校で何かそ

れも対応してくれよという話なのですね。そういうような部分で非常に大変になってきているとか、それから今の教育システムが非常に複雑化してますとか、それからIT化で仕事の負荷が高まっているよというような部分がある、それに上乗せしているよということでもあります。

そういった中では、やはりある意味では、先ほどの繰り返しになりますけれども、これを学校に求めるものと、逆にそれを選択して、先生方をどう負荷を減らして、逆に何をメインにやるかということも、やっぱり私も教育委員会として、それは私どもだけでなく、国も含めて、道もきちんともうちょっと明確に出してほしいと思いますし、そうしないと、ただただこういう精神疾患を患う先生がふえるだけではないかなというふうに思っています。なかなか私どもだけで何かをということでは、非常に辛い状況ではありません。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） いろいろなさまざまな状況が絡み合っていて、なかなか大変なことだなというふうに思っています。ただ、私今回質問させていただいたのは、実は美幌から転校された先生が、転校先で半年もたたないで退職されてしまったという例があったり、それから管内の学校の中でも、中途退職という話が聞かされております。そういった意味で、また、どうして自分がこんな病気になるのだろう。学校が楽しくて仕方なかったはずなのに、自分がという思いがあって、本当に仕事に復帰できない、行かれないという状況もあったという話も聞いております。そんな中では、やっぱり何が原因かと言われたときに、たまたまちょっと聞いた話によりますと、発症した原因、もしかしたらそれではないかという、ただ断定することはできませんけれども、発症したその原因の一つとして考えられるということは、自分に納得できない評価結果、教員としての評価結果であった

り、校長から声をかけられた一言によって、すごく傷ついてしまったということもあったりして、そういうことが後で考えたら原因だったのではないかという話もありまして、そういうことであれば、やっぱりもう少し管理職との関係というか、そういうところで考えて、職場環境をもっと大事にしていればいいのではないかなというふうに思います。

メンタルヘルスケアを行うキーパーソンというのは、管理職ではないかなというふうに思いますので、小さな問題でも相談できるようにする雰囲気づくりですとか、教職員が単独で対応するのではなくて、やっぱり管理職と十分にコミュニケーションをとった上で、的確な対応をしていくということが求められているのではないかなというふうに思いますので、やっぱり基本は日常的なコミュニケーション、そういうことが大事なのではないかなというふうに思いますので、そここのところを私は強調したいなというふうに思いますので、そういう部分を取り入れていただいて、そういう心の病にかかる前に察知をして対応していけるような雰囲気づくりを心がけていただきたいという思いで、この質問はここでやめさせていただきます。

次に、時間がなくなりましたので、「びほーる」の施設管理についてお伺いいたします。

現在の「びほーる」は、あいている日数がないくらい利用されて、うれしい悲鳴を上げていますが、今がピークなのかなというふうには感じざるを得ません。今後の文化活動への参加者拡大をどのようにしていくかが課題になっているのではないかなというふうに思いますので、この件について、もし具体的な考え方があれば、お聞かせいただきたいと思っております。

もう一つには、委託業者、職員の指導のもとで会館職員が従事されておりますけれども、舞台展開が多いときには、委託業者から増員で対応しているということですので

も、このような状態をいつまで続けていくのかなというふうに思っていますので、そこら辺のところ、もし考え方があればお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（古館繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 会館の利用というか、今の「びほ一る」の利用については、本当にたくさんの方に使っていただいて、今がピークだというふうには思っておりません。まだまだ使っていただけると思ひますし、ただ、今使っている使い方というのは、どちらかという受動的な、例えば音楽の鑑賞とか、どちらかという誰かが企画して、それに参加するというような考え方です。ですから、これからはやはり自分たちが、例えばそれは文連もそうですけれども、何かをつくり出すような形での使い方、例えば一番いいのは、可能であれば本当に演劇をやろう、あそこを拠点に何か1年をかけてやろうとか、そういうことは、やっぱりぜひ何かのきっかけづくりをつくりたいなというふうには思っています。

それから、今回の執行方針の中で書かせていただいた、子供たちにうんと使ってもらおうと。結構全道へ行って、全国へ行ったりもしています。そういった中での、その体育館で一生懸命練習するよりも、時間が、移動ということでは大変なんでしょうけれども、やはりすばらしいホールの中で、実際にやっぱり演奏をして、そういう実体験を感じながら本番に臨んでもらうとか、そういうことをすれば、まだまだ私は使っていただけるというふうには思っています。

それからもう1点、今の状態というのは、確かに今は使い始めの中で勝手にわからない状況もあって、非常に皆さんに苦勞をかけております。ただ、今これも大体落ちついてくると思ひております。ですから、基本的には、先ほど答弁させていただいた内容で、今委託をしている専門のスタッフを中心に、要は本当に彼一人でだめな部分については、いろいろなフォローの部分でやれると思ひ

ております。これもうちちょっと時間をいただきたいと思ひますし、実際に4月から今の教育委員会の社会教育グループのスタッフが1名そこに常駐します。そういった連携の中では、十分にやっているとと思ひますし、前から言っている、協力してくれる人たちのそういう育成も含めて、ただ協力してくれる人が、すぐ会館のそういう運営に何かすぐ、役立つという表現はちょっと失礼ですね。有効になるかというのは、それはちょっとまた違う話なので、それも一生懸命そこで一緒に学ぶようなシステムづくりを、結果的に学んだことが会館に役立つような形でかかわっていただけるようなシステムづくりはしていきたいというふうには思っています。

○議長（古館繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 受動的な取り組みという意味では、本当にいろいろな地域によっては、演劇部であったり、吹奏楽部であったり、いろいろな活動団体が生まれているというのは、現実にあることは承知していますので、そういうところが活動をし始めると、もっと幅広い活動ができるのかなというふうには思っています。

先ほど、社会教育の方が1名そちらのほうに張りつけということで説明受けたのですけれども、私が心配していたのは、舞台設備の操作、専門的な技術が必要なのかなというふうには思っていますので、例えば、この社会教育の人が、そこで専属に張りつくのであれば、機械操作だとかいろいろな意味での技術習得はできるかなというふうには思うのですけれども、ただやっぱり1人ぐらいの人員でそういう操作ができるだけでは、きっと不自由を来す、不便を来すのではないかなというふうには思っていますので、そういうところでは、例えば美幌の町の中で電気屋さん、電気屋さんと言ったら怒られるのですけれども、そういう専門的な技術を持っている人も中にはいるのではないかなというふうには思っています。例えば、そういう人たちを積極的

に活動していただくという考え方がないのかどうか、そこら辺のことについてはいかななものでしょうか。

○議長（古館繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 将来的には、そういう興味を持って関心を持たれている知識を持った方がいるのであれば、かかわってもらうことは可能だと思うのですね。ただ、それぞれの会館のシステムが違って、そのシステムに合ったトレーニングをまずすることなのです。経験を持つことというか、ですから私も確かに専門で、一応電気屋さんではあるのです。では、あそこで私が操作できるかといったら、できないです。それはなぜかといったら、やっぱり会館としての全体の施設をきちんと理解して、そういうトレーニングを多分、今専門に委託してますけれども、その方に本当に半年なり1年ついてやらないと、ただ普通の人よりは早く理解したりできる。だからそういうふうな知識を得たりとか、経験を積むシステムづくりをしなければいけないのかなと思っています。

この中で、やっぱり私もいろいろずっとかかわって、このごろ見ていて感じることは、中途半端ではできないということですね。これだけは、照明と、それから音響については知識だけではもうだめです。それから、ふだんちょっとやったことあることでもだめです。本当に経験を積んだ、それはまず会館の中で経験を積んで自分のレベルを上げる。ある意味では、本当に自分がどれだけ自分のレベルかといったら、そういう資格もあるので、そういうところで自分で受けてみて、ああこのレベルかというのが。私もそういうのやってみたら、ちょっと知識としたり、それから個々の機械のものは詳しくわかるのですが、では全体でというのはちょっと難しい。そういうふうに理解してほしいのです。だから地元のそういう方がいたら、そういう機械を使って少しでもレベルを上げて、その会館に協力できるようなシステムを何とか、時間はかかりますけれども、一つ一つ

やっつけていかなければいけないのかなというふうに思っております。

○議長（古館繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 中の機械操作というのは、今説明受けたように非常に難しいのだらうと思うのですけれども、ただやっぱりせっかく美幌にできたので、そういう人、専門的な技術、確かに今いる人たちの技術からすると、確かにレベルは相当違うのかもしれない。ただ、そういう人たちも、美幌で建てて、美幌でいろいろなそういうものをやるとすれば、そういう人たちにもそういう技術を取得してもらおうということは絶対必要なもので、育てていただきたいという私の思いです。そういう技術者に育てていただきたい。だから関心を持っている人の中でも、ちょっと難しいのかもしれないのですけれども、ある程度機械を使えるそういう人たちを募って、講習を開いたりするということの作業をやっていただきたいということと、それから会館に関心を持っていて、運営に興味を持っている人というのもいると思うのです。だからそういう人たちとは、また別個に区分けして、そういう人たちはそういう人たちの集まりで、会館で何かするといったときに、ボランティアで手伝ってくれる人。3人や5人には絶対足りないことだと思いますので、そういう関心の持たれている人は、持たれている人のチームをつくっていくということが、早くやらなければいけないのでないか。せっかく今気分的に盛り上がっているときなので、熱が冷めないうちに、いずれにしてもそれをやっていくということが大事なことでないかなということでも強調したいのです、私は。急いでやっていただきたいというのがあったので、今回この質問をさせていただいたということなので、ぜひ、町民の中ではその講習を開いてくれるのを待っている人もいますので、町民の熱の冷めないうちに、そういう講習を分野別に分けて開いていただくということ働きかけさせていただきたいと思います。

ということで、質問やめさせていただきます。

○議長（古舘繁夫君） 答弁はいいですか。

○9番（坂田美栄子君） はい。

○議長（古舘繁夫君） 以上で、9番坂田美栄子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を2時25分といたします。

午後 2時13分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

通告順により、発言を許します。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君）〔登壇〕 私は、通告しております、以下3点について御質問いたします。

その第1は、子供の医療費助成制度の拡大についてであります。

この点では、3項目御質問いたします。

1点は、子供の医療費助成制度は、美幌町は昭和48年にスタートをしております。この間の対象子供数と医療費助成額及び補助額の推移についてお示しいただきたいと存じます。

2項目めは、子供の医療費助成対象の拡大に伴う美幌町の費用負担額についてであります。

その一つは、入院・通院とも中学校卒業まで拡大した場合、美幌町の負担額の増加額についてはどのようになりますか、推計額をお示しいただきたいと思えます。

二つ目は、入院・通院とも小学校卒業まで拡大した、その場合の美幌町負担額の増加額について、推計額をお示しいただきたいと存じます。

3項目めは、子供の医療費助成対象の拡大について、町長の姿勢をお聞きしたいと思います。

美幌町の赤ちゃんの出生率は年次的に減っ

てきておりますが、そのことを考えて、子育て安心・安全の施策として、早急に中学校卒業まで入院・通院ともに助成を拡大すべきではないか、このように考えますが、町長のお考えをお示しいただきたいと存じます。

大きい2点目は、障がい者対策の拡充についてであります。2項目お聞きしたいと思います。

1項目めは、ケアつき公営住宅の建設についてであります。

知的障がい者、精神障がい者はなかなか自立できないという特徴を持っております。そういう方々を受け入れるために、公営のケアつき住宅の建設をそろそろ検討しなければいけないというふうに思いますが、いかがでしょうか。

2項目めは、町立図書館の障がい者サービスについてであります。

1点目は、障がい者サービス実施状況と、その到達点について、どのように評価されているか、お示しいただきたいと存じます。

また、今後のサービス拡大計画について、具体的な計画があればお示しいただきたいと存じます。

大きな3点目は、安倍内閣2012年度補正予算と美幌町の対応についてであります。

2項目ございますが、そのうちの1項目は、補正予算全体と美幌町の対応についてであります。2012年度補正予算と美幌町の対応全般についてお聞かせいただきたいと存じます。

2項目めは、地域の元気臨時交付金と美幌町財政への影響についてお伺いいたします。

地域の元気臨時交付金の使い道、補助事業、美幌町単独事業、基金、このそれぞれについてお示しいただきたいと存じます。その際、当町財政への影響についてもお示しいただきたいと存じます。

1項目めの質問は、以上でございます。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 大江議員の質問にお答えをいたしたいと思えます。

なお、障がい者対策の拡充についての図書館の障がいサービスについては、後ほど教育委員会のほうから御答弁をさせていただきたいと思っております。

初めに、子供の医療費助成制度の拡大についてであります。

御質問の当町の乳幼児医療費助成制度開始以来、今日までの対象子供数と医療費助成額の美幌町負担額、道費等補助額の推移につきましては、昭和48年に制度を開始後、道費補助額の確認できる平成11年度は、対象子供数1,224人、町負担額4,862万6,848円、道費補助額1,629万2,000円。平成14年10月に3歳未満の自己負担割合が3割から2割になったことにより、平成15年度は対象子供数1,196人、町負担額3,774万3,977円、道費補助額1,045万4,000円。平成16年10月に道の補助対象が3歳未満の通院が就学前までになったことにより、平成17年度は対象子供数1,179人、町負担額2,310万7,651円、道費補助額1,642万7,000円。平成20年4月に小学校就学前までの自己負担割合が3割から2割になったことにより、平成20年度は対象子供数1,112人、町負担額1,621万7,436円、道費補助額1,194万7,000円。平成23年度には対象子供数987人、町負担額1,559万5,262円、道費補助額1,038万1,000円となっております。

次に、子供の医療費助成対象の拡大に伴う費用負担額についてであります。国保加入者における医療費から推計してみますと、現在の入院は小学校卒業まで、通院は未就学児までを入・通院とも中学校卒業まで拡大した場合は、町費負担額の増加額は4,918万円、入・通院とも小学校卒業まで拡大した場合は町費負担額の増加額は2,687万円となります。

次に、子供の医療費助成対象の拡大につきましては、子育て支援や少子化対策としても重要なものと認識しておりますが、大幅な増

額となりますことから、厳しい町の財政状況下においては、非常に厳しいと考えており、これまで強く国や道に要望しているところであり、今後も引き続き要望してまいりたいと考えております。

次に、障がい者対策の拡充について。

ケアつき公営住宅の建設についてですが、公営住宅の全体戸数は879戸で、うち障がい者向けの住戸数としては、障がい者専用6戸、エレベーターの設置及びバリアフリー化の障がい者向け189戸と、高齢者世話つき住宅シルバーハウジング42戸の住戸があります。

また、一般的な住戸であっても、模様がえなどによって生活環境を改善することが可能となっております。

障がい者の入居状況であります。全体戸数の約16%の入居で、また、ケアが必要な方は、福祉サービスを活用しながら日常生活を送っております。

御質問の知的障がい者、精神障がい者を受け入れる公営のケアつき住宅の建設につきましては、公営住宅としての建設の計画はありませんが、美幌町では障がい者施策の基本的な方向と主要な施策を示した美幌町障がい者計画、計画期間、平成19年度から平成26年度を策定し、この計画の着実な推進を図るための目標値を示す第3期障がい福祉計画、計画期間、平成24年度から平成26年度を策定しております。

この福祉計画は、希望するすべての障がい者が地域で暮らせる社会の実現に向け、地域生活への移行や就労支援の強化といった課題について、平成26年度の目標を設定し、第1期美幌町障がい福祉計画、計画期間が平成19年度から20年度及び第2期障がい福祉計画、計画期間が21年から23年度の実績を踏まえ、引き続き平成24年度から平成26年度までに取り組む施策などをまとめたものであります。

住まいの整備・支援につきましては、さまざまな福祉サービスを利用し、自立した生活

を送るために賃貸住宅等に円滑に入居できるよう、所有者や不動産業者への障がい者や障がい者に関する理解の促進に努めるとともに、現在町内にあるグループホームを2カ所から、平成26年度にはグループホーム4カ所及びケアホーム2カ所にふやすことを目標に、民間事業者の積極的な参入を図るための環境づくりに努め、NPO法人等による施設整備と運営を推進してまいりたいと考えております。

次に、安倍内閣2012年度補正予算と当町の対応について。

補正予算全体と当町の対応についてでありますけれども、デフレ脱却に向けた緊急経済対策を盛り込んだ国の2012年度の補正予算は、2月26日に可決、成立されました。

今回の補正予算は、安倍首相の経済政策、アベノミクスの3本柱の一つである機動的な財政政策を裏づけるもので、復興・防災対策、成長による富の創出、暮らしの安心・地域活性化などを柱とした総額13兆1,054億円にも及ぶ大型の補正予算であります。

本町におきましては、緊急経済対策が自由民主党の選挙公約でありましたことから、政権交代後、直ちに情報収集と対象事業の検討に着手し、その一方で、これまで国の経済対策に対応するために多額の町債を発行してきたことにより、財政の硬直化に陥った反省を踏まえ、将来世代へ過度の負担を残さないよう、緊急性、必要性を十分考慮しながら厳選した上で、整備のおくれている農業基盤整備などの実施を予定しているとともに、新たに財源手当が拡充されることとなった道路整備、災害時即応能力向上のための防災情報通信設備整備、暮らしの安心のための消費者対策などの事業を要望しているところであります。

この補正予算は、各分野の施策の実現と喫緊の課題解決、さらには景気浮揚に向けて大きく期待するものであり、今定例会には協議の整った農業基盤整備であります道営畑地帯総合土地改良事業に係る各地区の分担金の補

正予算を計上させていただいており、このほかの事業につきましても、協議や予算手続が整い次第、適宜議会に対してお示しをさせていただきたいと考えております。

次に、地域の元気臨時交付金と当町財政への影響についてであります。地域の元気臨時交付金、地域経済活性化雇用創出臨時交付金は、今回の国の補正予算で追加される公共投資の地方負担が大規模であり、予算編成の遅延という異例の状況の中で、地方の資金調達に配慮し、経済対策の迅速かつ円滑な実施を図るため、今回限りの特別の措置として、今補正予算において創設されました。

交付金の対象は、実施計画を策定する地方公共団体であり、交付限度額は各地方公共団体の追加公共事業等の地方負担額などをベースに算定され、用途は実施計画に掲載された建設地方債の対象となる国庫補助事業や地方単独事業の地方負担分への充当とされ、さらには財政事情、追加公共事業等の事業量などを踏まえ、基金に積み立て、平成25年度以降における地方単独事業等の財源とすることも可能とされています。

お尋ねのありました用途ごとの交付金についてですが、一つ目の御質問で答弁させていただきました、現在町が要望している追加公共事業等をもとに算出されると思われませんが、その交付金額について、未確定の状況であり、補助事業、単独事業、基金への積み立てとも、用途をお示しできる段階でありませんことを御理解願います。

なお、いずれの用途においても、町債の新規発行や、一般財源所要額の抑制に資することから、町財政への影響は大きいものであります。

以上、御答弁をさせていただきました。よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君）〔登壇〕 教育委員会から答弁させていただきます。

町立図書館の障がい者サービスについてお答えいたします。

図書館では、社会教育中期計画の中で、誰もが学ぶことができる図書館を目指して活動を行っております。

施設面では、平成19年度に玄関スロープの改修、多目的トイレの改修を実施し、平成21年度には、ブラウジングコーナーの段差解消を行い、利用しやすい施設の整備をしております。

ソフト面では、カラー拡大読書器の設置、約400冊の大活字本、触って感じるができる布絵本、点字絵本、録音図書が配置されています。

また、身体障がいなどにより来館できない方に、ヘルパーの方を通しての貸し出しを行っております。

さらに、病院、施設に入院・入所され、図書館を直接利用できない人のために、希望のある国保病院など4病院、グループホーム2施設、デイサービス1施設に団体文庫として定期的に本の貸し出しを行っております。

今後のサービス拡大計画として、具体的なものはありませんが、現状のサービスを継続するとともに、新たな施設の改修、ソフト面の充実や人的支援を可能な限り行ってまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（古館繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 子供医療費助成制度の拡大から再質問させていただきたいと思っております。

私も資料をいただいておりますが、昭和48年から平成10年までは、道費補助金がよくわからないという状況ですが、わかっている平成11年度以降の流れを見ますと、率直に言いますと美幌町の負担額、その際、平成11年度が多分最高額かなというように思います。

美幌町負担額4,862万6,848円。現在、これは平成23年度実績ですが、3分の1程度になりまして、美幌町負担額1,559万5,262円と、こういう状況であります。

同時に、全道各地で相当、子育て支援ということで、私は乳幼児医療費助成という表現はあえてとっていないのですが、それは子供の医療費と言うべき、中学生あるいは高校生まで対象を広げているところが出てきておりますので、私の表現も乳幼児という表現から、子供の医療費ということで今回お聞きをしております。

それで見ますと、なかなか各地で努力をされておまして、既に入院・通院とも高校生までというところが7自治体、入院・通院とも中学生までというのが54自治体などを初めといたしまして、道の基準であります小学校卒業まで入院は助成いたしましょう。通院については、小学校入学前までですよという、美幌町のレベルを上回っているのは、今回お隣の空町も、4月1日から小学校卒業まで通院を無料にしようということになるようでありますので、全道179自治体中、84自治体かなと。通院をベースに考えた場合ですが、入院のみ中学生まで拡大しているというのもありますので、そういう包括的な意味で言えば94自治体、179自治体中、過半数が乳幼児医療費の拡大は着手されているというようになろうかと思っております。

小学校卒業まで通院を助成しようということであれば、私の認識で言えば、あと六つの自治体が踏み切れば、過半数を超えるという状況でありまして、それぞれの市町村、財政的には大変な状況ですが、そこまでやっているといるという状況になっています。

私もこの間何回か、美幌町でもそろそろ踏み切らなければいけないのではないかという思いで取り上げてまいりました。第1回目の御答弁は、財政状況が大変だということですが、既に平成11年度4,862万6,000円と比べますと、3,303万1,000円、逆に美幌町の負担額は、子供の医療費助成という点では浮いているということもありますので、踏み切るタイミングに来ているのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、大江議員から御質問ありましたけれども、記録に残っている平成11年から平成23年、実績出ておりますので、町の負担はおっしゃるとおり4,800万円から1,500万円に落ちています。人数についても、平成16年1,365人ということで、ここをピークにしていると思いますけれども、23年度においては、とうとう1,000人を切ったということで、多少年度ごとのでこぼこはあると思いますけれども、減少傾向であるということは、はっきりしているのではないかなと思います。

そんな中で、今、全道各地の取り組みを説明していただきました。これもいろいろ中身見ると、いろいろなことありますけれども、実は我が町もやってないということではなくて、上積みをしたり、横に出したり、例えば横に出すほうで言うと、初診料の部分については無料と。これについては、非課税世帯で小学校、中学校に入るまで、これについては非課税の方については、入院については初診料を町で全額持って無料にしている。あるいは、通院についても就学前については10割町で見て、無料にさせていただいているということでありまして、また、課税世帯における入院についても0.5割分町で持って、実質家庭で持つのは0.5割分ということで、今軽減しているということで、我々ができる範囲でやりたいという思いで、こういう若干上乘せしたり、横出しをしたりして対応しているということでありまして。

それで、これを今議員おっしゃるように、中学校までしたときに、これは例えば4,200万円程度の増額になるということですが、一過性だったらこれはいいと思いますけれども、長くこの制度を続けるということになると、相当な負担になるということも、一つやはり考慮しなければいけないと思っております。

町負担が4,800万円から1,500万円に落ちたということでありましてけれども、予

算総額も一般会計で見ると、130億円時代もありましたけれども、ただいまは100億円切る予算規模ということで、それなりにししばめてきているということもありますので、どこを膨らませて、どこを縮めていくかという問題はいろいろありますけれども、町としてやれることは、しっかりやっていきたいと思ひますし、もう一つ、やはり地域における、例えば直診病院を持っているかないか、あるいはいろいろな医療資源を持って、それをどう守るかというところにお金をかけるとかということがあると思ひますので、これはまあ一概に比較はできないと思ひますけれども、それぞれの町の状況に合わせた考え方が必要ではないかなと思ひますけれども、ただ一番私が感じるのは、財政による格差が、こういうところの格差にしっかり出てくるのだなと思ひますので、例えば東京のある町は、もう無料化してしまつて、全部無料化したと。その財源はしっかり持っているので、無料化するというのですから、全国の子供に対して、やはり国がやるべきこともしっかりやってもらいたいという意味で、1回目答弁させていただいたように、国にもやはり、道にももうちょっと、財政格差がこういう福祉医療の格差が出ないように対応も、我々は一生懸命頑張りますけれども、そういうことも声を上げていきたいと、そんな思いであります。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 御答弁いただきましたが、私は美幌町大きくおくらしているよということを申し上げるつもりはないのです。それぞれの分野で、バランスを考えながらやっておられるということは評価をいたします。

同時に、今小学生のお子さんをお持ちのお母さんたちが、やっぱりよく病気になるということで、その辺の実態から、よその町が小学校卒業まで、あるいは中学校卒業まで通院も無料化したという情報は非常に興味を持っておられて、何とかそのような状態にならないのだろうかというような声が幾つも寄せら

れるというのも実態であります。

多分、よその町も、そういうお父さん、お母さんの思いを酌んで、それぞれない袖を振りながらやっているなというように思います。

調べてみますと、一気に中学校まで行かないという場合は、小学校、では卒業までは何とかしようというところが相当数ありますし、中には小学校3年まで通院は無料にしようというような大変工夫されている町もあります。そういう点で、美幌町も出生率が上向きになっているのであれば、そう不安感もないのですが、いただいております資料で見ますと、結構平成21年の155名までは、毎年毎年出生率が下がってきまして、どういうわけかわかりませんが、翌年の22年に187名、23年に158名、24年に169名と、平成21年を底にして、何とか頑張っているというので、希望はなくしてはいないのですが、しかしようやく底を打ったのであれば、ぐっと出生率も上がるというような手立ても含めまして、そういう意味でもタイミングなのではないかというように思っております。

なお、大空町では365名の小学生に対して、800万円の通院の助成を行うことで予算増額になると。美幌町は小学生1,066名ですので、単純に当てはめると2,336万円ということで、国保加入者の医療費推計額と大体一致しているという感じてあります。一気に中学校までと申し上げたいところではありますが、段階的な対象の拡大ということも含めて、御検討をいただければというように思います。他のそういう点で、再度御答弁をいただきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 子供の数が少なくなっているということのお話がありました。多少でこぼこしているかと思っておりますけれども、ただ合計特殊出生率で言うと、我が町は全国、全道レベルに比べたら高いということで、多分これは、少子化対策の中の総合的な

対策をとってきたということも含まれているのだろうと、そんなふうに思っております。

大空町の内容を具体的にピンポイントでお示しいただきましたけれども、大空町全体の事情が数値的によくわからないので、何とも表現しようがありませんけれども、我が町においては本当に、国保のお話も出ましたけれども、直診病院を持って、ここの運営をどうしていくかという問題も、実は大きな問題であります。あと2年後には、不採算地区の交付税が切られるというようなこともありますので、ですからトータルでやはりいろいろ考えてみないと、なかなか結論は出ませんけれども、ただ子供にお金かけるというのは、やはり極めて次の世代をしっかりと育てていくという意味では、やはり必要なことだと思っておりますので、そのことについて、全く否定するものでもございませんので、できる限りのことは、今後についてもいろいろなところ、このことばかりではなくて、総合的に見て優先順位、あるいは集中度、これらを勘案しながら引き続き取り組んでまいりたいと、そんな考え方でございます。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） このことについては、昔から美幌町と津別町と大空町は、大体足並みをそろえてきたというところに特徴があると思っておりますが、津別町は、入・通院とも中学までということで、大分距離が出てまいりました。大空町も先ほど申し上げました状況で、どうしても美幌町民、かつてそうでしたので、隣と比較をするということが人情でありますので、それらも含めて、一気にどこまでということは申し上げませんが、ぜひ御検討いただきたいというように思います。

次に移ります。障がい者対策の拡充について、ケアつき公営住宅の建設についてお聞きをいたしたいと思っております。

障がい者の公営住宅入居は16%だと、ケアが必要な方は福祉サービスを活用しながらという方向であります。それで全体として見ますと、住まいの整備支援については、さま

ざまな福祉サービスを利用し、民間あるいはNPOなどの積極的な参入を図る方向でやっているというのは、第1回目の回答でそうなっております。

そこで、何人かの親御さんの御意見も伺っているのですが、身体の障がいと異なりまして、知的・精神の場合は、一定の割合で炊事ができない、準備ができないというところに大変困難な問題があるので、したがってケアがないと親が亡くなった場合にどうしたらいいのという状況に置かれているのだと、ここが特徴だなというふうに思っております。

それで、町が押さえております知的・精神の障がい者の範囲を示します療育手帳の所持者数は、A判定で91名、B判定で117名のおよびです。多分A判定の大部分、B判定の一定の割合は、自活ができないという、相当数含まれているのではないかとこのように思います。

そこで、公の住宅の建設が、やはり必要だという部分については、多分民間が用意をした施設が仮にあるとしたら、常時満ぱいにはならないだろうということをお心配されております。本人が大変いい施設だと思わない限り、どんなに勧めても行かないと、簡単でないと。数週間、あるいは数カ月の試行期間が必要になっているのではないだろうか。その上で、そこに入所しようというようにならないと、あるいは楽しくなければ多分行かないだろう、仲間がいないと行かないだろうという点で、療育手帳をお持ちのお子さんの特徴をあらわしているなというように思いますので、そういう意味で、必ずしも民間というふうにはならないのではないかと。

全国ですぐれた例がないかということで、私も調べているのですけれども、簡単でない。したがって、公営住宅法などの解釈というのですか、その延長線上、あるいはグループホームのケアがしっかりついたグループホームだとか、そういう形でないとなかなか行かないということで、新しいことではないと思うのですけれども、やっぱり障がい者完

全参加と平等という意味で、この地域に住み続けることのできるような手立てが政策的にも今求められているというように思っております。

町長自身も、そういう方々との接点がおありですので、第1回目の答弁は、現状の政策の上でお示しいただいたというように思うのですが、御認識も含めて、お考えをお聞きいたしたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 大江議員と、私も同じ感じを、そして考え方、受けとめ方でありまして。本当に3障がいのハンディキャップを持っておられる、その親御さんの気持ちを考えると、やはり年はどうしてもみんな同じように年を重ねていくわけですから、順番にとこのようなことも含めると、それはもう親御さんの気持ちを考える、あるいは心配事を考えると、非常に将来に対する不安あるというようなことは容易に想像できると思っております。そういった意味で、認識としては大江議員と同じだと。

そこで、どうするかということだと思えますけれども、我が町に重度心身障がいの施設があります。今120床だと思いましたがけれども、120人の方が入っておられるということで、あそこは身体と知的の両方のハンディキャップを持っている方が入っているということなのですけれども、それにしても、また親御さんの気持ち考えると非常に心配だと。身体とやはり知的、あるいは精神とはちょっと違うという認識も、私もそのように思っております。

今、療育園の敷地の中に2棟ですか、8人分のグループホームの施設ありますけれども、そういった意味で、大きな課題の一つであると思っております。

そんな中、去年の旧政権のときだったと思えますけれども、自立支援法が変わって、障がい者総合支援法に変わって地域移行すると、そういう支援をしていこうという中で、ケアつきのホームと、そのグループホーム

を、今まで分けていたやつを一つにするというようなことが法律的にできたということがありますので、その中で、今政権が変わってしまったので、その後の取り組みどうなるかちょっとわかりませんが、そういうことも見ながら、大きな課題であるということは、私自身も認識しているところであります。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） たまたまお話の中に出てきてますのは、具体例で言えば、美瑛福祉寮のほうに食事もとれる。そう部屋はワンルームでいいのだと。要は、生きていくために食事の支度をみずからすることがなかなか困難な状況なので、そういったイメージで公営住宅、あるいはその他の施設が、しかも採算を重視しないで、すき間があっても、まあそれは仕方ないというようなことで、しかもそこに入居してもらうために、相当なケアを必要としているというようなことを含めて検討してほしいという内容であります。

親御さんの話の中では、やっぱり親のほうが高確率的には自分が先に亡くなるということで、死んでも死に切れない思いなのだという状況なので、これは当美幌町だけが考えることではもちろんありませんので、公営住宅法の縛りの中に、どうケアを入れていくのかというようなこともあろうかと思えます。

後の質問でも、もちろんありますが、1981年に国際障がい者年ということで、障がいを持った人も健常者と完全に参加、平等の世の中をつくっていかうということでスタートして、22年経過しておりますが、しかし現場はそう簡単にはいかない。それから、政治はそれに追いついていないということも含めて、美幌町からぜひそういう声が、障がいを持ったお子さんを抱える親御さんの努力は、私は美幌町に来て非常によく見えるようになりました。相当頑張っておられる。そういう方々と一緒になって、ぜひあるべき姿を追求していただきたいというように思います。その点だけを申し上げますと質問になり

ませんので、その点で最後にいたします。町長の思いを聞かせてください。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 本当に親御さんの気持ちを考えて、本当にちょっと大変だなというような思いがあります。それで、これはもう町だけの問題でなくて、自立支援法するときも多少期待をいたしましたけれども、期待どおりに行かないというようなことで、非常に残念な思いをしております。

それで、今回障害者総合支援法ができて、26年からスタートする部分もあります。25年からスタートするものもありますので、町だけの問題でないということをしかりと訴えていきたいと思えます。

政治がついていってないというのは、現実にはまさにそのとおりだと思います。私もいろいろな方とお会いしますが、美幌町に来たときに、ぜひ療育園のあそこを訪ねてくださいと。あそこに入っておられる方が、お年を召してきたときにどうするかということも、しかり現場を見ていただきたい。意外とああいう施設を見るというのが、政治に携わっている皆さんもなかなかチャンスがないということでもありますので、せつかく美幌がああいう施設を持って、介護する方も一生懸命やっておられる。そしてハンディキャップを持っている方も一生懸命生きていくというようなところをやっぱり見ってもらって、政治がどうするという判断をしかりとってもらうようなことも、取り組みの一つとして今後も考えていきたい。その中で、町ができることはしかりと取り組みをしていきたいと、そんなふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 時間との関係で、これ以上できませんので次に進みます。

町立図書館の障がい者サービスについてお伺いいたします。

美幌町立の図書館が現在行っているサービスの状況については、事前にも聞かせていた

だいております。

そこで、実は公共図書館における障がい者サービスに関する調査研究というのが国立国会図書館で行われておりまして、データは全国に流されております。

私も美幌町の町立図書館の障がい者サービスの状況をつかみたいということで、最初はここから見たのですが、国内の全公共図書館を対象とした調査、平成22年度に行われているのですが、これの中からは美幌町のデータが示されていないので、その他の平均的な情報はつかみませんでした。事前に許諾を得たところだけ公にしたということなので、何かの事情で公にならなかったのだろうというように思っていますが、時間の関係もありますので、そこで二つお伺いしたいと思います。

これからも定期的に調査はされるというふうに思っています。それは、国立国会図書館としても、現状の公立図書館の障がい者サービスについて、全然満足していないという状況なので、これからも調査は行われ、問題点は発表されていくだろうというように思っております。その点で見ますと、美幌町がまだ行われていない対面朗読というのは、約4割が既に公共図書館では行われている。あるいは障がい者用資料の作成が4分の1程度は行われている。録音、点字資料の郵送なども3分の1程度は行われているということで、その点から見ますと、一、二の点で美幌町で行われていないことはありますけれども、全体としては、全国水準にはなっているかなというように承知をしています。

その上でお聞きしたいのですが、最近では機器が相当発達しておりまして、マルチメディアデジターというのでしょうかね、視覚障害だけでなく、発達障がい、学習障がいを持つ人たち、あるいは読み方に困難のある人への資料提供の有効な手段ということで、音声だけでなく、それぞれの利用者のニーズに合った読み方が可能だというようなことも含めて、私は機械音痴ですが、相当踏み込んだ障がい者サービスの分野が広がってきている

という感じをいたしております。

美幌町としては、まだそこは取り組まれていないわけですが、新教育長は電気、しびれる分野は得意とされておりますので、そういうものも含めて、ぜひ健常者を視野にして、それぞれの特徴のある障がい者に、図書館に足を運んでいただく、それだけの価値があるよという取り組みを、まだ具体的な計画は現時点ではないようですが、ぜひ進めていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古館繁夫君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 国会図書館のほうで今いろいろ調査も、今後も含めてしていくということに関しては、今回本当に22年度のアンケートというか、調査については本当に、当図書館については回答してなかったというのは事実のとおりであります。今後は、できるだけそれに回答する努力はしていきたいというふうに思っております。

今そのお話の中で、略してデジターというのですかね、こういうデジタル録音の部分については、今回いろいろ大江議員のほうから質問をしていただいたことで、いろいろなことを学ばせていただきました。それは私だけではなくて、図書館のスタッフにもこういうことがあるのだよねとか、こういうシステムが進んできてますよという部分の中においては、いろいろな今のデジタル録音図書国際標準規格ということで、これがある程度日本でも定着しつつあって、ただそのスピードが遅いということですので、今の図書の録音の部分のシステムについては考えていくというか、スタッフと勉強をしていきたいというふうには思っております。

○議長（古館繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） その際、せっかくの障がい者サービス、美幌町のホームページで、新しい分野が広がり次第、ぜひ御紹介いただければと思います。

安倍内閣の補正予算と美幌町の対応について、残りの時間簡潔にお聞きしたいと思います。

す。

それで、額も大きいと。15カ月ということもありますが、総額13兆1,054億円だということも、もちろんインパクトがありますが、私は二つ期待をいたしました。

一つは、国交省の予算で防災安全社会資本整備交付金、5,498億円です。美幌町でどんな活用ができるかということで、メニューの中には公共施設の耐震化、老朽化対策、防災・減災ということで、タイムリーだなというように率直に思いました。使えるものなら大したことだと。

それともう一つは、補助残の8割は面倒見ましようという元気臨時交付金約1兆4,000億円ということで、これも大変期待をいたしました。しかし、そう簡単な話ではないということで、実際困りましたね。最終的に、元気臨時交付金は7,000万円を下回るのではないかと感じる感じで、2億円ぐらいは来るのではないかと、使えるのではないかとというふうに私は期待したのです。よその町の推計なんかもありまして、美幌の人口からいったらこれぐらい来るぞということで、大変期待をいたしました。緊急雇用のあの時代のような意識で思ったのですが、そうならないという状況をどのように、町民の皆さんが私のように期待した人はいるというふうに思うのですが、その部分で、町長、実際やってみてどうだったのかということでお話しいただければと思います。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 地域の元気臨時交付金ということで、時間がありませんけれども、反問権を使ってみようかなと初めて思いましたので、議長にお願いですけれども、大江議員の全般にわたることについて反問をしたいと思っておりますので、30分の延長をお願いしたいと、そのように思います。

それで、今回の地域の元気臨時交付金、非常に当初期待したい以上に使い勝手が悪いと。極めて対象事業も限られてきているということでございます。ただ、この元気臨時交

付金については、補正予算を使うと、それに対して一定のルールで積算したものを元気臨時交付金ということで町にいただくと。大江議員おっしゃるように、最大で見ても6,900万円ぐらい。多分6,100万円ぐらいだろうと思えますけれども、これもまだはっきりしませんけれども、まあそんな程度で非常に使い勝手が悪いということでもあります。

それで一番心配なのは、こうした景気対策に我々十数年前、1990年代に随分おつき合いしてきました。地域総合整備事業債であるとか、臨時道路整備事業債だとか組んできました。その中で大変苦労しました。

それで、大江議員、今3問質問いただきましたけれども、いろいろな個別の切り口で来られましたけれども、町全体として非常に厳しい時期は、類似団体の中で最悪の数値を示したこともあります。そんな中で、今ようやく実質公債比率が13.3%になったということでもあります。このことで大江議員の率直な感想をお聞きしたい。この町の健全財政をどうつくるか含めて、ここまで来たということをお話しいただきたいと、そのように思います。

○議長（古舘繁夫君） 今、町長から反問権のお話がありましたので、30分間の延長ということになります。延長時間は3時55分までということでもあります。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） さすがに緊張いたします。

多分、平成17年度決算だと思いますが、実質公債費比率が23.3まで落ち込みまして、25以上であれば国からの指導などを受けるといような状況でありまして、私も当時美幌町の議員でありまして、何としましてこれは避けなければいけないということで、国から借りた起債の利率を引き下げるという取り組みの中で、町民に対する使用料、手数料の引き上げなどにつきましても、どなたも、もちろん大賛成という方はいらっしゃらな

かったのですが、基本的には私を含めて、美幌町議会議員の大半が、やむを得ないということで、財政再建のためにということで大きくかじを切りました。平成17年だったと思います。

私は、その原因は、詳細には分析しておりませんが、やはり一定の大型の公共事業、美幌町が当時はよかれと思ったものもあったと思いますし、中には当時の総務部長がお話しされたように、とてもやるべきでないというような施策も含めて、しかし国などの景気浮揚策ということで、強引に押し切られた面もあるという結果だということに思っています。

あわせて、私はそういう景気浮揚策について、財源の手当は国は行うということをお話しされてましたが、別な町にいた時代では、それは信用できないと。交付金総額の中に、もともと限度があるわけで、どんどん使えと、交付金で措置してやると言ったら、結局は地方に配分される総額の中から措置されるわけで、既存の権利は結局犯されているということで、こういう危険なやり方は、とるべきでないというように思っていました。原因というのは、おおよそそういうことではないかと。

したがって、私自身の認識としては、小さな町が何かをやろうとして、なかなか使い勝手のいい交付金ないと、補助金もない、総合交付金というのはないということで、国が余りにも口出しをし過ぎる、このシステムを変えていかなければいけないということも含めて、現在に至るまでそんな思いであります。

したがって、町長が私に求めておりました最悪の事態の原因については、美幌町だけが悪いというふうには一切思っておりませんし、これからもそういう点では、水道で例えれば、蛇口ではなくて、元栓が今閉められているというところに、町民も含めてしっかり目を向けていく必要があるだろうと、このように思っています。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 先ほど地域総合整備事業債を含めて、景気浮揚対策、類似国は求めて、国も予算を組んでやってきたと。そんな中で、多分我々の先輩は、その時代その時代の住民の皆さんの要望に対して、一番いい方法で取り組んだ結果でありますので、今とやかく言うことはありませんけれども、ただ国は途中で新しい財政再建法をつくって、いきなりその4指標でイエローカード出したり、レッドカード出したりするということで、非常に地方としては困惑したというのが現実だと思います。

それで、その再建団体を含めて、そういうことにならないための努力を今日まで続けてきて、住民の皆さんに負担を強いたり、あるいは我慢していただくことも含めてやってきて、今現在、指標的には何とか落ちついてきたなと思っております。

それで大江議員おっしゃるように、私もやっぱりこの国から来るお金、特に地方交付税はちょっと置いておいたとして、交付金も含めて、義務づけ、枠づけはやっぱりしないと、地方がやはり自由に使えるお金をやはり国は考えてほしいということ私はイメージしていたものですから、今回の地域の元気臨時交付金については、ちょっと使い勝手がない状態からできただけでもすばらしいと思いますけれども、もうちょっとわかりやすく、地方に自由に使えるお金ということでの期待感を持っていたということで、もうちょっとこれからも声を上げていかなければいけないと思っております。

そんな中で、いろいろな住民要望、町民の皆さんからいろいろ求められますけれども、そんな中で、やはり事業は厳選してやらなければいけないというところに、今の地方財政の運営の難しさがあるのではないかなと、そんなふうには思っておりますので、大江議員におかれましてはさまざまなルートがあると思いますので、そちらのルートでも、地方のこの厳しい状況をぜひとも声を上げていただきたいと思っておりますし、我々と一緒になって、ぜ

ひとつも力を合わせて、この地方のために、そして美幌町のためにいいような制度をつくっていただくような声をぜひとも上げていただきたいと思っておりますけれども、大江議員のお考えはいかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 国会レベルでは、私どもは今回の補正予算には反対しております。これは各市町村が、今この補正予算を大変使いにくいというふうに実感されている、その原因が地方にその裁量をゆだねてないということで、あえて言えば、先祖返りしたのではないかと思われるような様相を多分に含まれているからです。

ただ同時に、私のスタンスとしては、それは国の大きなレベルの議論は議論としてあるだろうと。しかし、実際にそれが予算化されれば、必死になって地元のためにどう使うということで考えなければならないというのは美幌町の行政であり、議会であるので、そういう意味で使えるものはないかということで考えておりました。

したがって、今土谷町長がお話しされたことについては、改めてしっかり伝えていきたいというふうに思いますし、使い勝手のいいものにしたいというふうに思っております。

そこで、若干時間が延びましたので、改めて防災・安全社会資本整備交付金5,000億円を超える、しかも防災、3・11以降、防災とか耐震だとか、そういうものに本来は使えるはずのものが、そう簡単に使わせてもらえないということについて、これは改めて大きな問題点があるなというふうに思います。

原課でいろいろな話はもちろん伺ってはおりますが、突然補正予算を組んで、さあやれと言っても使えない仕組みに市町村はありますので、その辺も含めて御説明をいただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今回の減災・防災の

補正予算含めて使い勝手悪いということで、特に震災に遭った現地含めて、なかなか使いにくいということで、政権変わって、その辺の修正はしてこられているようでありますけれども、今回の国の補正予算に係る要望事項、我々が要望している中で、一つには防災にかかわるもので、一部Jアラートの通報がありますけれども、今まではJアラートで役場に来て緊急通報があっても、なかなかそれを町民の皆さんにお知らせするという手段がなくてということであつたのですけれども、これが該当になるということで、これについては、多分これ北海道が受けて、そして北海道が基金化して、平成25年度の予算まで引張れるということでもありますので、これを今手を挙げているということで、これは100%この元氣臨時交付金の対象になるということですので、こういった取り組みもしているということでもありますので、あとは防災のことで言えば、やはり耐震の部分をもうちょっと、今避難所になっている社会教育施設は対象外になっているので、そこをどうしてくれるかということも、我々としては声を、これはもう全道、全国一緒なので、こういった声も実は今上げているところであります。

学校教育施設は対象になるのですけれども、たしか社会教育施設はなっていないので、そこも我々避難所になっているところもあるので、そういうところも、この減災・防災のそういった対策の中に取り組んでいただきたいという気持ちは持っています。そして、現に声も上げているということでもあります。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 耐震補強をしなければならない施設というのは、災害対策本部の役場庁舎そのものを耐震補強しないといけないという状況は承知をしております。相当金額張りそうだとすることも承知をしておりますし、各避難所も、実は耐震補強されていない。相当多額になると。こういう点で、それに使えるとどなたも、この予算を表面上見た

場合には、せっかく使えるのに何で使わないのというふうになるように思っています。しかし実態は、調査されてない、設計されてなければ、いつどの程度の金額で耐震補強しなければならないかという答えも出ませんので、要は使えないというようなことで、ずっと感じているのですが、瞬間的に予算づけをして、さあ直ちにやれと言われても、準備ができてないと。結納も交わせないのに、結婚式すぐやれというようなものですから、それは無理なのだ。こういうような部分も、私は素人に思っております。改めて、その点を若干補強していただいた上で、長々とはできませんので、地域の元気臨時交付金は基金に7,000万円前後のお金、6,000万円台だろうというふうに思いますが、組めば法定されてない補助率の補助事業だとか、単独事業、あるいは基金と三つの使い方があって、再来年度完成するのであれば、できる使い道があるというふうに思っております。

それで、およそどんな分野で今お考えなのかというのを一つは聞かせていただきたいのと、平成26年となりますと、町長公約のパークゴルフ場なんかも急げば対象になるのかなというふうに思っております。この辺も含めて、使い道は厳密にしなければなりません、めったにない予算でもあるというようなことで、実際にそういう選択はされるかどうかわかりませんが、そういう余地もあるのかどうか聞かせてください。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 使い道については、総務部長のほうから後ほど答弁させていただきますけれども、パークゴルフ場については、今決算がやや見えてきているということで、どれぐらい積めるか、決算の状況をしっかり見て基金に積み立てたいと思っておりますし、また、自衛隊の基地関係の予算もありまして、その中でメニューにパークゴルフ場というのが、たしか今外されたと思っておりますので、周辺整備事業の要望の中にも、北海道要望、それから全国要望の中にも、実は今入れ

てほしいという声を上げておりますので、そういったものも探って、パークゴルフ場のほうは、この元気臨時交付金でなくて、その決算状況を見ながら、また、いろいろな補助制度を今要望も上げておりますし、そういう状況を見ながら、この元気交付金を使わずに、何とかめどをつけたいと、そんなふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 予想される使い道でありますけれども、先ほど大江議員のお話にもありましたように、まず例えば公共施設の耐震化などを想定しますと、おっしゃるとおり、まずは耐震化は診断をしなければいけない、実施設計をしなければいけない、そして工事ということを考えますと、診断が終わっていて、では実施設計も終わっているところがどこがあるのだと言いますと、現状のところないというのが現実であります。

唯一新年度に考えておりますのが、コミュニティセンターを実施設計に着手するというところで考えておりますが、これも設計の段階なので、まだ費用等が出ておりません。それによって、26年度に果たして完成するかどうかというのも、なかなか見通しはできないということと、診断が終わっております中には、もう一つは町民会館があります。町民会館は、単に耐震化と言うよりも、もっと大きな広い意味での改修もどうすべきかということの大きな検討事項があるということで、これも今すぐ、ではこの交付金を使ってどうこうするという、物理的には3月中にこれを方向づけをするということは、まず困難であるということからすると、実際上は総合計画の実実施計画がございしますが、既に議員の皆様にお配りしておりますが、この中から、先に計画をしております、次年度以降に計画しております事業の中から緊急性等の順位をつけまして、その中からやはり事業を掘り起こして実施するというのが現実なわけでございます。

その中で、今実際動いております事業もありますので、そういったものを前倒しする。

例えばの話、例えば補助事業であっても、補助裏に使えると。それは法律上、補助率の定めがないものという縛りがございますが、その縛りがなければ、例えば公営住宅に今灯油の集中供給やっておりますが、これも法定上問題がなければ、そういったものに充てることもできますし、新年度に公営住宅の改築を、今したところは別ですけれども、そうでないところの既存公営住宅の団地の駐車場は、完全に整備がされていなくて有料化になっておりません。それで、十分な駐車場確保もできていないというような状況の中で、年次的にこれらを整備していこうということで、新年度においては実施設計を考えております。この実施設計が、期間もある程度短縮した中でできれば、一部こういった着工も交付金を使って可能なのかなと思います。

そのほかに道路整備だとか、町道整備ですね、あるいは歩道整備だとか、これは毎年やっておりますけれども、こういった単独事業については問題なくやれますので、次年度以降計画しているものを前倒ししていくということは、もう十分可能な事業でございます。

そのほかに、懸案事項であります博物館の暖房設備の改修というのもございまして、一部に補助金があるものの、非常にその補助の対象部分が少ないということで、多額の費用を要するというようなことから、こういったものも一応対象になってくるというようなことがありますので、いずれにせよ24年度補正予算ということですので、先ほど基金の話もありましたが、基金化して来年度以降使うにしても、その用途は24年度中に実施計画を、多分3月あるいは4月に提出すると思いますが、基金化については、年度中ということになるかと思っておりますので、基金化するときには事業の使途を固めて基金を積み重ねなければならないということになりますので、単に基金化して、後から事業を考えていくということにはならないという仕組みになっておりますので、それも非常に時間的な制約がありま

すので、そういったものも見通しがつくものの、着実に実施ができるもの、基金化しても26年度中には遅くとも完了させなければならぬということなので、25、26年度に事業が完了するものを見通しがつくものを選定して、この交付金事業として実施していくということになるかと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 総務部長の御発言の中では、使い切れるというふうに思っておりますが、最後確認です。限度額は6,000万円から7,000万円になると思うのですが、万が一にも使い残しがあるということは、美幌町に限ってはあり得ないと、使い切るということは間違いありませんか。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 現実的に今考えられるのは、やはり基金事業が妥当なのかと思っておりますが、基金に積む場合は、1円たりとも残すことはできません。果実がつかますが、果実についても使わなければいけませんので、これを24年度のあくまでも予算なので返還はききません。以前にも、この基金に積んだ交付金事業を実施しました。ということは、基金に積んでやるということは、ある程度の一般財源も投資をするという覚悟のもとに実施するという覚悟を持たなければ基金に積むことはできないので、その分についても腹を持った上で事業を行うということで、完全に消化といいますか、使い切るということで実施をしていきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 最初に、非常に使い勝手がちょっと悪いなと思っておりますけれども、そう言ってもやはり貴重な財源になるということでありますので、積極的に弾を込めて撃てるように引き続きしておきたいと思っておりますし、使う以上しっかりと使っていきたいと、そのように考えております。

○議長（古舘繁夫君） 以上で、2番大江道

男さんの一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎会議時間延長の議決

○議長（古館繁夫君） お諮りします。

もはや4時近くになりましたが、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、あらかじめ会議時間の延長をすることに決定しました。

暫時休憩をいたします。

再開は、4時15分といたします。

午後 3時50分 休憩

午後 4時15分 再開

○議長（古館繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

◎延会の議決

○議長（古館繁夫君） 本日の会議は、これで延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会宣告

○議長（古館繁夫君） 本日は、これで延会します。

午後 4時16分 延会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員